

# 市民の声

令和4年度 広聴年報

さいたま市 市長公室 秘書広報部  
(広聴課)



# 目 次

1	概要	1
(1)	広聴の体系	1
2	広聴事業一覧	2
3	個別広聴	4
(1)	わたしの提案	4
(2)	陳情・要望等	29
4	集団広聴	30
(1)	タウンミーティング	30
5	調査広聴	32
(1)	市民意識調査（郵送法）	32
(2)	インターネット市民意識調査	38
6	住民相談	41
(1)	令和4年度実施状況	41
7	パブリック・コメント	42
(1)	年度別実績	42
(2)	令和4年度実績	42
(3)	パブリック・コメント制度の流れ	44
8	コールセンター	45
(1)	受付件数	45
(2)	令和4年度サービス指標	48
(3)	令和4年度利用者満足度調査結果	49

9	市民の声モニター	50
(1)	市民の声モニターのイメージ	50
(2)	市民の声モニター登録者数	50
10	子どもの提案	51
(1)	令和4年度子どもの提案制度 募集テーマ	51
(2)	主な提案概要	51

#### 参考資料

○	さいたま市長への提案制度要綱	55
○	市長への提案制度「わたしの提案」処理要領	62
○	さいたま市市民の声取扱要綱	65
○	さいたま市タウンミーティング運営要領	70
○	さいたま市パブリック・コメント制度要綱	72
○	市民の声モニター制度要綱	75
○	子どもの提案制度要綱	80

注) 本書における比率は小数第2位を四捨五入して算出していますので、比率の合計が100.0%にならないことがあります。

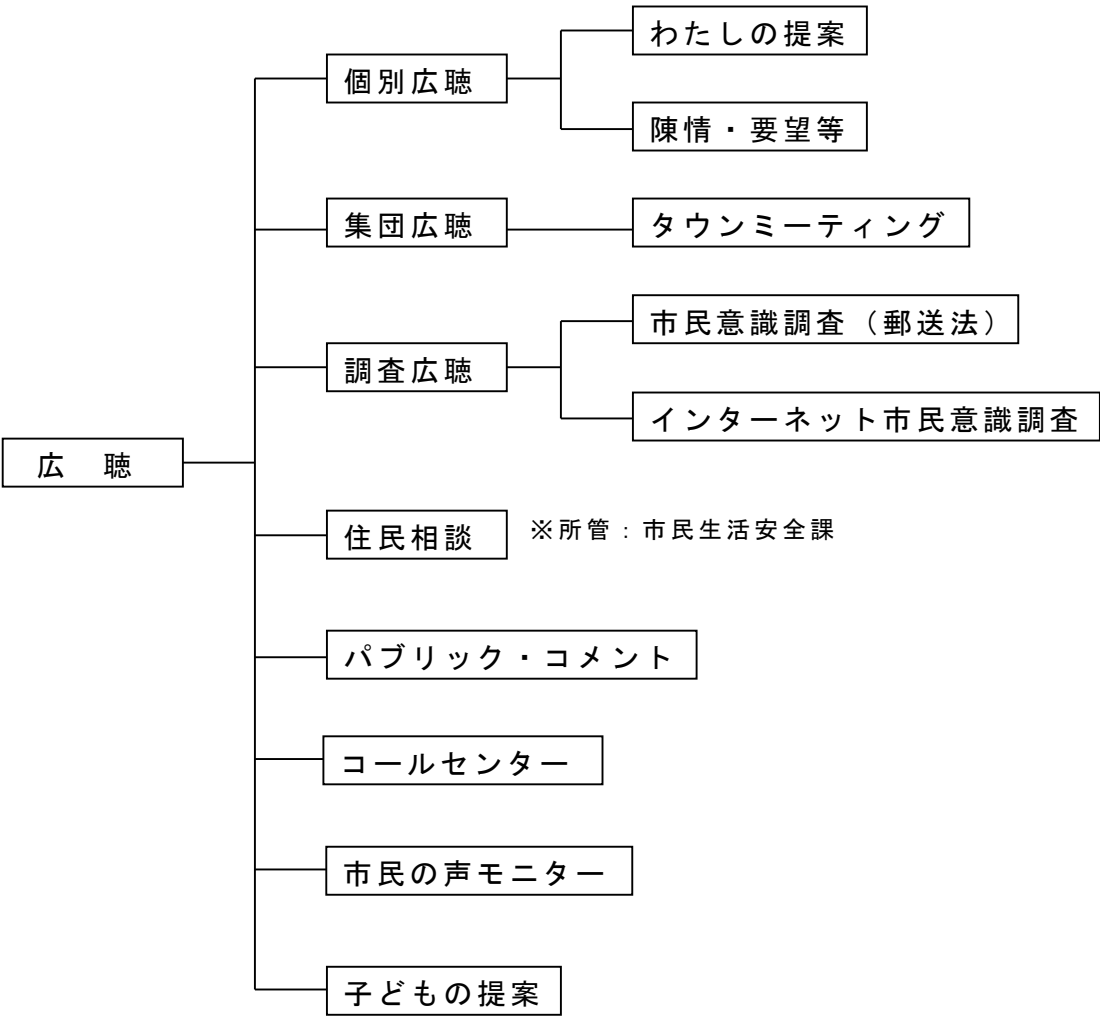
# 1 概要

本市は、「市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市」を目指して、広く市民の声を聴き、市政への反映を図るために、わたしの提案、タウンミーティング、市民意識調査、パブリック・コメントなど各種広聴事業を行っています。

平成 22 年 4 月からは、多様化する市民ニーズや各所管に寄せられる市民の声を集約するため広聴課を設置し、更なる広聴事業の充実を図っています。

また、平成 25 年 4 月からは、様々な手段で寄せられた市民の声を一元的に集約し、市政運営に反映することを目的として、「市民の声データベースシステム」を運用しています。

## (1) 広聴の体系



## 2 広聴事業一覧

事業名	内 容
わたしの提案	<p>市民から市政に対する建設的な提案を寄せていただき、市政運営への反映と、市民参加意識の促進を図ることを目的として、市長への提案制度「わたしの提案」を実施しています。</p> <p>市役所・区役所、その他公共施設、市内各駅等、271か所（令和4年度末現在）に設置した専用封筒や、FAX、「市民の声Web」により提案を受け付けています。</p> <p>受け付けた提案は担当する部課において対応し、市長が提案内容と対応結果を確認します。</p> <p>また、原則として、寄せられた提案の受付から回答までの進捗状況、及び提案の概要と回答を市ホームページ上で公表しています。</p>
陳情・要望等	<p>市政に関する意見、要望等について、各団体等から文書により陳情書や要望書として、各所管に提出されたものです。</p> <p>受付から回答までの進捗状況と、その内容について、市ホームページ上で公表しています。</p>
タウンミーティング	<p>市民と市の信頼関係の構築と、市民の声の市政への反映を目的として、市民と市長が直接対話をする「タウンミーティング」を、全10区で実施しています。</p>
市民意識調査（郵送法）	<p>市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握する手法として、無作為に抽出した市内在住者5,000人及び市内在勤者2,000人を対象にアンケート調査を毎年実施しています。</p>
インターネット市民意識調査	<p>迅速に市民意識を把握することにより、重要施策や緊急課題に市民意識を反映させることを目的に、市内在住者1,000人を対象に、インターネット市民意識調査を実施しています。</p>

事業名	内 容
住民相談 ※所管：市民生活安全課	市民の種々の困りごとなどに対して、各種の相談窓口を設けるなど個々のケースに即した適切なアドバイスや回答に努め、市民生活の安定に寄与しています。
パブリック・コメント	市の基本的な政策等の策定にあたり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、その公表した情報に関して提出された市民の意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度として実施しています。
コールセンター	市の行政サービスや手続、施設案内やイベント情報など様々な問合せを、電話、電子メール、FAXで受け付けています。 受付時間については、電話は午前8時から午後9時まで、電子メール、FAXは24時間、いずれも年中無休です。 また、市民から問合せが多い質問とその回答を、市ホームページ上で「よくある質問」として公開しています。
市民の声モニター	市民意識調査の対象者5,000人を含め、広く市民からモニターを募集し、ご登録いただいた方に、タウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会、講座及びパブリック・コメントなどへ参加していただき、市に意見を寄せていただく制度です。 無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握して事業に生かすため、平成27年度から実施しています。
子どもの提案	未来を担う子どもたちからの提案を市政に反映するため、市のまちづくりに関する提案を聴く機会として「子どもの提案」を平成28年度から実施しています。 令和4年度は市立中学校及び私立中学校に通う中学生から提案を募集しました。

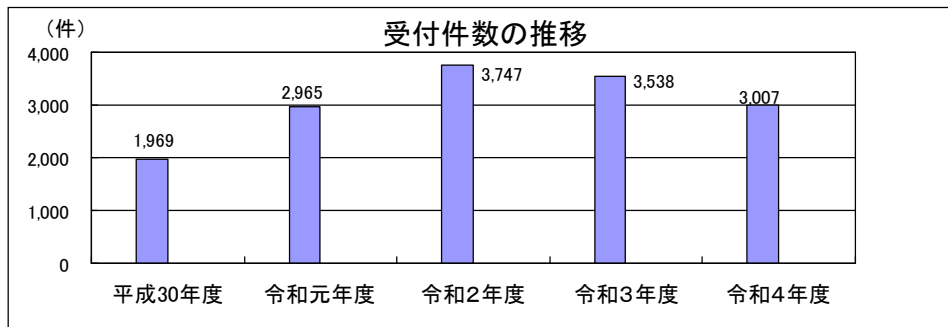
### 3 個別広聴

#### (1) わたしの提案

##### ① 受付件数（提出通数）

令和4年度の受付件数は3,007件で、前年度に比べ531件（15.0%）減少しています。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受付件数	1,969	2,965	3,747	3,538	3,007

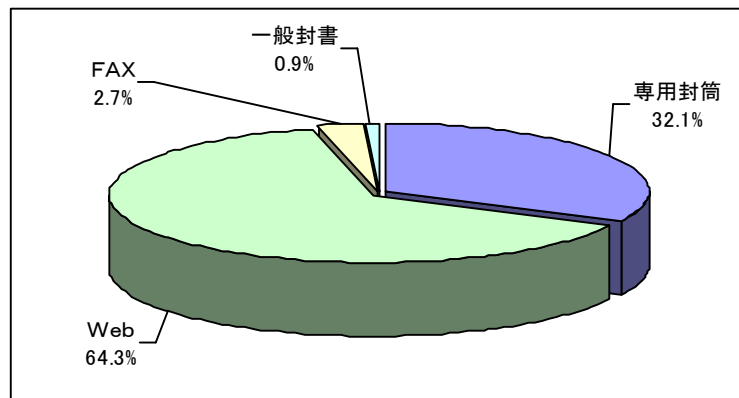


##### ② 提出手段別受付件数

令和4年度の提出手段別受付件数は、Web（市ホームページ専用フォームからの投稿）が1,932件（64.3%）と最も多く、次いで専用封筒が965件（32.1%）となっています。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
専用封筒	1,038	1,288	1,323	930	965
Web	905	1,572	2,284	2,493	1,932
FAX	8	93	44	48	82
はがき	2	2	2	1	0
一般封書	16	10	94	66	28
合計	1,969	2,965	3,747	3,538	3,007

令和4年度 提出手段別受付件数の割合



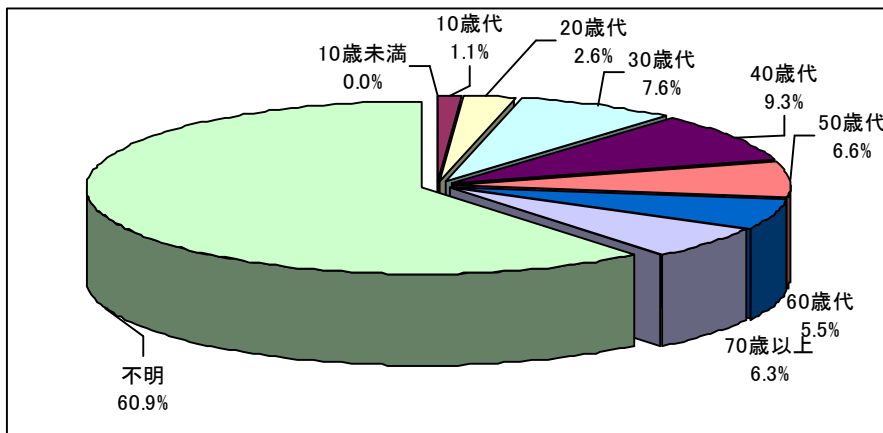


③ 年代別受付件数

令和4年度の年代別受付件数では、40歳代が280件（9.3%）と最も多く、次いで30歳代が229件（7.6%）となっています。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10歳未満	0	6	7	3	0
10歳代	21	28	35	28	33
20歳代	75	104	96	86	79
30歳代	180	208	265	246	229
40歳代	212	242	353	383	280
50歳代	159	247	248	291	199
60歳代	161	146	259	222	166
70歳以上	277	423	529	252	190
不 明	884	1,561	1,955	2,027	1,831
合 計	1,969	2,965	3,747	3,538	3,007

令和4年度 年代別受付件数の割合

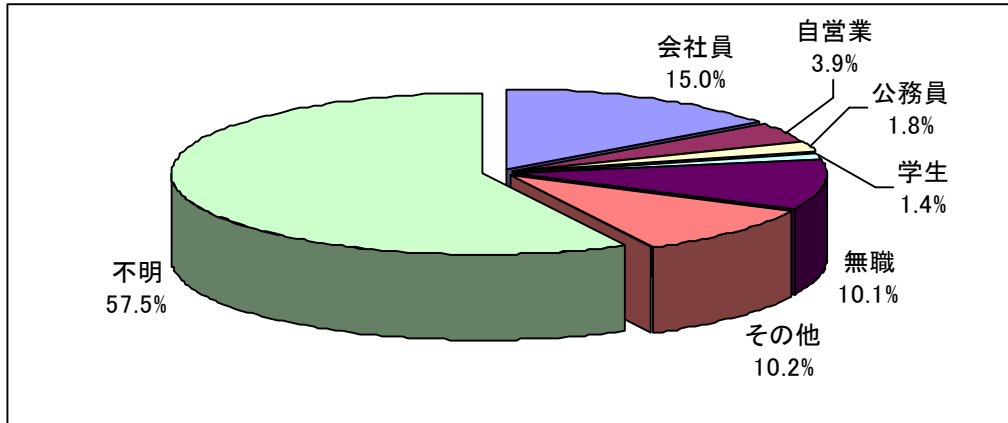


④ 職種別受付件数

令和4年度の職種別受付件数は、会社員が450件（15.0%）、その他が308件（10.2%）の順に多くなっています。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会社員	344	459	564	525	450
自営業	95	165	162	142	118
公務員	70	70	89	67	55
学 生	24	60	60	56	42
無 職	363	444	506	410	304
その他	229	237	400	426	308
不 明	844	1,530	1,966	1,912	1,730
合 計	1,969	2,965	3,747	3,538	3,007

令和4年度 職種別受付件数の割合

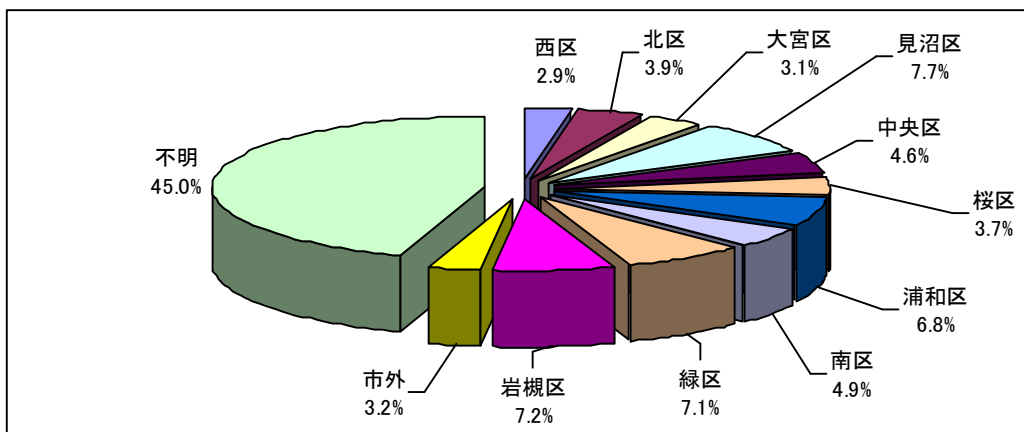


⑤ 居住区別受付件数

令和4年度の居住区別受付件数は、見沼区が232件（7.7%）と最も多く、続いて岩槻区が216件（7.2%）の順となっています。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
西区	57	76	156	152	86
北区	218	379	444	147	118
大宮区	80	96	151	127	94
見沼区	125	174	231	202	232
中央区	72	141	197	135	139
桜区	42	60	91	96	112
浦和区	173	157	251	250	203
南区	156	205	254	216	147
緑区	192	286	305	203	212
岩槻区	122	161	235	242	216
市外	155	304	173	117	96
不明	577	926	1,259	1,651	1,352
合計	1,969	2,965	3,747	3,538	3,007

令和4年度 居住区別受付件数の割合



⑥ 分野分類別項目件数

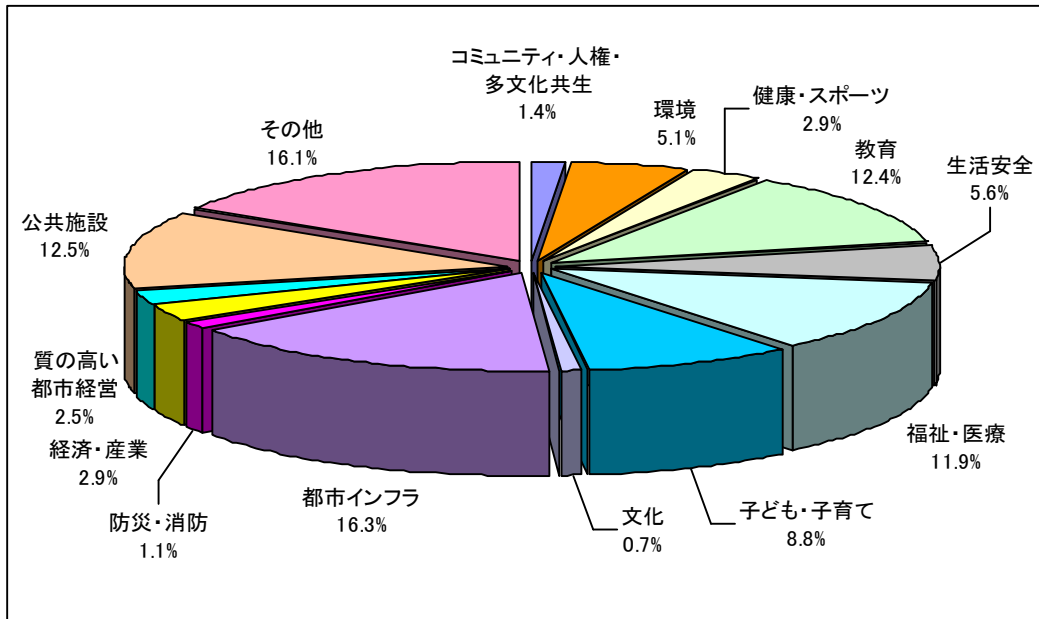
令和4年度は、3,007件の「わたしの提案」が寄せられ、4,055項目の提案がありました。

この4,055項目の提案を分野分類別にみると、「公共交通・道路」が527件（13.0%）と最も多く、続いて「学校教育」が428件（10.6%）、「子育て支援」が218件（5.4%）の順となっています。

	分野	分類	合計	割合 (合計/項目合計)
1	コミュニティ ・ 人権 ・ 多文化共生	地域活動	29	0.7%
		人権尊重	7	0.2%
		多文化共生等	3	0.1%
		その他	17	0.4%
2	環境	地球温暖化対策	10	0.2%
		ごみ処理	67	1.7%
		生活環境・自然環境	61	1.5%
		その他	70	1.7%
3	健康 ・ スポーツ	健康づくり	21	0.5%
		スポーツ	75	1.8%
		その他	20	0.5%
4	教育	学校教育	428	10.6%
		生涯学習	30	0.7%
		その他	43	1.1%
5	生活安全	事故・防犯	138	3.4%
		消費者	8	0.2%
		生活衛生・食品	40	1.0%
		その他	42	1.0%
6	福祉 ・ 医療	高齢者福祉	62	1.5%
		障害者福祉	58	1.4%
		地域医療	134	3.3%
		その他	228	5.6%
7	子ども ・ 子育て	子育て支援	218	5.4%
		青少年	49	1.2%
		その他	91	2.2%
8	文化	文化芸術・歴史	24	0.6%
		その他	4	0.1%
9	都市インフラ	都市基盤・広域交通網	31	0.8%
		都市景観	9	0.2%
		公共交通・道路	527	13.0%
		上下水道	34	0.8%
		その他	58	1.4%

	分野	分類	合計	割合
10	防災 ・ 消防	防災・治水	23	0.6%
		消防・救急	16	0.4%
		その他	5	0.1%
11	経済 ・ 産業	産業	13	0.3%
		観光	53	1.3%
		農業	7	0.2%
		その他	43	1.1%
12	質の高い 都市経営	広報・広聴機能	38	0.9%
		ICT	29	0.7%
		シティセールス	14	0.3%
		健全財政	6	0.1%
		その他	14	0.3%
13	公共施設	公園	161	4.0%
		スポーツ施設	12	0.3%
		図書館	31	0.8%
		公民館	119	2.9%
		コミュニティ施設	15	0.4%
		文化施設	36	0.9%
		市・区庁舎	74	1.8%
		その他	58	1.4%
14	その他	職員対応	128	3.2%
		職員給与・職員数・採用	66	1.6%
		戸籍・住民票・税金・保険・年金	82	2.0%
		議会・議員	21	0.5%
		選挙	15	0.4%
		お礼	9	0.2%
		その他	331	8.2%
項目合計			4,055	100%

令和4年度 分野分類別項目件数の割合



⑦ 市政への反映状況

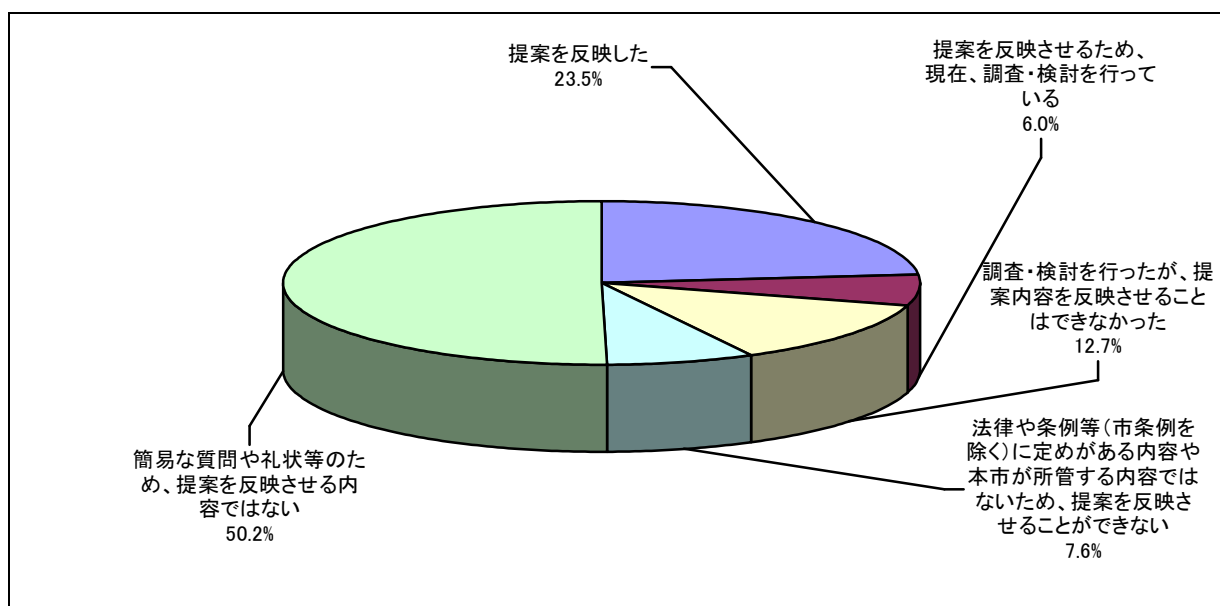
令和4年度に寄せられた「わたしの提案」3,007件の中には、4,055項目の提案がありました。

この4,055項目の提案のうち、951件（23.5%）について、提案の一部または全部を市政に反映しました。

（令和5年7月1日現在）

内 容	令和4年度	
	項目件数	割 合
提案を反映した	951	23.5%
提案を反映させるため、現在、調査・検討を行っている	245	6.0%
調査・検討を行ったが、提案内容を反映させることはできなかった	514	12.7%
法律や条例等（市条例を除く）に定めがある内容や本市が所管する内容ではないため、提案を反映させることができない	308	7.6%
簡易な質問や礼状等のため、提案を反映させる内容ではない	2,037	50.2%
合 計	4,055	100%

令和4年度 市政への反映状況の割合



⑧ 主な反映事例

・ 市長公室

タイトル	提案要旨	反映状況内容
市ホームページについて	<p>さいたま市のホームページで市民税申告について調べようとしたが、分かりづらく、探せませんでした。改善してください。</p>	<p>市ホームページでは、Google検索エンジンを採用しており、検索結果についてはGoogleで設定されたルールに従って表示されるようになっているため、最新ページが表示されない場合があります。</p> <p>今後、検索結果として最新ページが表示されやすくなるようなページ構成やホームページの見やすさについて検討を進めてまいります。</p> <p>また、検索結果として古い情報が表示される点については、古いページなど公開しておく必要がないページの整理を定期的に行っておりますので、引き続き、ページの整理を実施してまいります。</p> <p>また、今回ご提案いただきました市民税申告につきましては、例年この時期に検索が増える項目ですので、市ホームページの検索バー下のよく利用されるキーワードに「税申告」ボタンを追加させていただきましたので、ご利用いただきますようお願いいたします。</p>
さいたま市長への提案制度「わたしの提案」について	<p>この制度は、内容について市長が確認し最終的に一般の市民も市ホームページから確認できるのでしょうか。</p>	<p>「わたしの提案」は、直接所管課が回答した場合も含め、市長は全ての案件について目を通させていただいているところです。</p> <p>次に、「わたしの提案」の回答を市ホームページで公開することについてですが、「さいたま市市民の声取扱要綱」第13条により個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、市民公開を行うこととしております。</p>

・ 財政局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
公用車の危険な運転について	「さいたま市」と書かれた公用車が危ない運転をしていました。改善をお願いします。	公用車の運転につきましては、職員に対し「道路交通法」等の交通安全に関する法令遵守及び安全運転の徹底を常に指導し、各種の研修や通知によって啓発を図っております。今回いただきましたご意見を基に、改めて法令遵守、安全運転を徹底するよう指導してまいります。
送付文書について	相続人代表者を定めることが相続人の義務ではないにもかかわらず、市から送付された「相続人代表者指定届」の案内文書には、義務であるかのように書かれていました。正しく書くべきだと思いますので、改善をお願いします。	ご提案のとおり、相続人代表者の指定は相続人の義務ではないため、あたかも義務であるように捉われることのないよう、文章の内容を修正いたしました。

・ 市民局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
馬宮コミュニティセンターの駐車場について	土・日曜日の馬宮コミュニティセンターの駐車場が混雑しており、道路が渋滞してしまうので、警備員を配置した方が良くと思います。	馬宮コミュニティセンターは、民間事業者が施設を効果的、効率的に管理運営することを目的とした「指定管理者制度」を導入し、「公益財団法人さいたま市文化振興事業団」が管理運営しております。 駐車場が満車となることも多々あるため、今後は呼び掛けを強化するとともに、駐車場が満車になることが予測できる場合は、職員を配置いたします。 また、満車となった場合は、駐車場入り口に満車の看板を設置するとともに、駐車場への流入を制限します。 市民の皆様に気持ち良く施設をご利用いただけるよう、施設の管理、運営に努めてまいります。



タイトル	提案要旨	反映状況内容
男女共同参画推進センターにおける新着図書入荷及び事業成果について	<p>男女共同参画推進センターに新着図書を入荷してほしいです。</p> <p>また、男女共同参画推進センターでは様々な講座、ワークショップなどを企画されていると思いますが、どのような成果があったのか知りたいので令和4年度の事業成果についてホームページで教えてください。</p>	<p>はじめに、新着図書の入荷につきましては、限られた予算の中で、様々な視点の本やDVD等の購入も含めて検討しているため、現在、図書の購入は慎重に行っております。</p> <p>次に、事業成果報告につきましては、令和4年度につきまして講座終了後、ホームページにて公開しております。</p>
住民票等の手数料の支払方法について	<p>住民票や戸籍謄本などの手数料を電子マネー、クレジットカードなどで、支払うことはできないでしょうか。</p>	<p>令和4年12月1日から、各区役所、支所、市民の窓口で住民票や戸籍謄本の手数料の支払いに、クレジットカードやQRコード、電子マネー等のキャッシュレス決済を導入しました。</p>

・ スポーツ文化局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「サイデン化学アリーナ」のプールの脱衣場について	<p>「サイデン化学アリーナ」のプールの脱衣場の床の掃除をもっと頻繁にしてほしいです。いつも髪の毛がたくさん落ちています。</p>	<p>「サイデン化学アリーナ」では、毎日開館時と閉館時の2回脱衣場の清掃を行っております。ご提案を受け、より丁寧な清掃を心掛けるよう管理運営責任者に指導いたしました。</p> <p>また、利用者自身においても使用した部分のごみ拾いや清掃を行うよう、床拭き用雑巾の設置やポスター掲示を行っておりますが、ポスターを新しくする等工夫し、引き続き呼び掛けていくよう指導いたしました。</p>

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「大宮武道館」第三駐車場における土留の設置について	「大宮武道館」の修繕を行っているようですが、第三駐車場に土留も設置してほしいです。	ご提案いただきました「大宮武道館」第三駐車場における土留の設置につきまして、今回の中規模修繕工事の内容には含まれておりませんが、職員により定期的に側溝に溜まった落ち葉の撤去をするとともに、令和4年4月には第三駐車場と側溝の間に仕切りを設置し、土砂が流れ込まないよう処置いたしました。 引き続き定期的に側溝の清掃を行い、改善が見られない場合は「大宮武道館」と対応を検討してまいります。
「さいたま市文化センター」のトイレ洋式化について	「さいたま市文化センター」のトイレを洋式化することについてご検討をお願いします。	「さいたま市文化センター」は令和8年度に大規模改修を予定しており、トイレの洋式化につきましてもその際に実施いたします。
「プラザイースト」の開放について	暑さをしのぐために、「プラザイースト」を開放してください。	「プラザイースト」は暑さの厳しい夏の日中に外出した際に、暑さをしのぎ涼むことができる場所を提供する「まちのクールオアシス」事業を実施しております。1階エントランススペースを開放しておりますので、施設のご予約がないときもお近くにお越しの際には休憩場所としてご利用いただきますようお願いいたします。
「RaiBoC Hall」のトイレについて	先日、「RaiBoC Hall」を初めて利用しましたが、4階から6階のトイレの案内が少ないことや、「トイレ」の表示が小さく、男子・女子ともに同じ色で分かりにくいと思いました。	今後、表示を通路などに追加するなどし、幅広い年代、状況の利用者様に分かりやすくご利用いただけるよう、色分けをして分かりやすくしました。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「RaiBoC Hall」の大ホールについて	<p>「RaiBoC Hall」での公演の際、退場が密だったので、階段を開放してほしいです。</p> <p>また、一部の座席から舞台が見えにくい状況が生じていますので改善してほしいです。</p>	<p>大ホール閉演時の動線につきましては、現在階段は非常用避難階段として平常時の開放は想定しておりませんが、エスカレーターの運用や分散退場の調整の徹底等、安全を考慮した運用について改めて検討してまいります。</p> <p>また、一部の座席から舞台が見えにくい状況が生じている点につきましても、ご提供いただきました資料等を参考にさせていただき、今後の課題として対応策を検討してまいります。</p>

・ 保健衛生局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「北浦和駅西口公衆トイレ」の男子トイレの鏡について	<p>「北浦和駅西口公衆トイレ」の男子トイレは鏡が引っ掛かれていますので、いたずら対策を含めて対応してほしいです。</p>	<p>「北浦和駅西口公衆トイレ」の鏡について、現地確認を行い、ご指摘どおり鏡に傷がついていることを確認いたしました。鏡の交換と、対策として鏡表面にフィルムを張る修繕を実施いたしました。</p>
市立病院の駐輪場整備について	<p>市立病院の駐輪場について、駐輪場までルート案内を明確にさせていただけると安心できます。また、現駐輪場は、奥の方に位置し、屋根もなく、駐輪場らしさに欠けると思います。また、駐輪場をより本棟に近い立地をお願いしたいです。</p>	<p>バスなども多く往来することから車道が難しい場合は、歩道を利用させていただくこととなります。その際は、自転車から降りて移動していただきますようお願いいたします。</p> <p>今後、本設の駐輪場を現在の仮設駐輪場の敷地に、令和5年度中に屋根付きの駐輪場の整備を予定しております。</p>

タイトル	提案要旨	反映状況内容
出産祝い金の交付について	出産祝い金の交付を検討してほしいです。	厚生労働省は令和4年度第2次補正予算案において、妊婦・子育て家庭に対し、妊娠届出時及び出生届出後の2回に分けて合計10万円相当の経済的支援を実施する「出産・子育て応援交付金」を創設いたしました。これに伴い、本市においても令和5年2月1日より「パパママ応援ギフト(出産・子育て応援給付金)」という名称で支給を開始いたしました。

・ 福祉局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
ホームレスの方への支援について	猛暑の日が続いていますが、ホームレスの方が熱中症で犠牲になることのないよう万全の対応をお願いします。	本市では、ホームレス相談員が毎月市内を巡回し、ホームレスの方に継続して声掛け等を実施しており、関係性を構築しながら、生活や健康面などの相談、生活保護や年金受給の手続、医療機関への受診勧奨等、ご本人の希望や状況に応じた支援を継続的に行っております。 なお、本市では、熱中症対策の一環として「まちのクールオアシス」を設置しており、暑さをしのぎ涼むことができる場所として、市内の公共施設を一時休息所として開放しております。 巡回の際、熱中症についての注意喚起に加え、「まちのクールオアシス」の利用についても案内し、猛暑の中、熱中症による健康被害を減らすことができるよう、支援を行ってまいります。
後期高齢者医療保険料の納付方法について	後期高齢者医療保険料をコンビニエンスストアで納付できるようにしてほしいです。	現在ご利用いただける後期高齢者医療保険料の納付方法は、基本的には年金からの天引きであり、その他、口座振替、納付書による納付方法があります。しかしながら、コンビニ納付をはじめとした納付方法の拡大についてのご意見を多くいただいていることから、令和5年度からコンビニ納付、併せてペイジー・スマートフォン決済を導入いたしました。

・ 環境局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
<p>アイドリング・ストップの周知について</p>	<p>全ての利用者に駐車場内でアイドリング・ストップを意識してもらえるような働き掛けをしてください。</p>	<p>本市では、条例に基づき自動車の運転者と駐車場の管理者等に対し、アイドリング・ストップについて、市ホームページで情報発信しております。また、市民からアイドリングの申立てが寄せられた際は、現地に赴き自動車の運転手や駐車場の管理者等に直接話すことで、アイドリング・ストップの周知を行っております。</p> <p>今後、市職員や施設管理者に対して、駐車場利用者へのアイドリング・ストップの周知について情報発信を検討してまいります。</p>
<p>粗大ごみの有効活用について</p>	<p>粗大ごみの有効活用について、他自治体では不要となった粗大ごみの中でまだ使えるようなものをフリーマーケットのアプリに出品しているそうです。さいたま市にこんなサービスがあったら便利だと思いました。</p>	<p>ご提案いただきました取組は、近年粗大ごみの排出量が増加傾向にある本市においてもごみ減量の有効性があるものと考えております。</p> <p>現在、本市では「株式会社ジモティー」と連携して市民に家具等を粗大ごみとして排出する前に引取り手を探して再利用してもらうよう積極的に呼び掛けております。</p> <p>また、民間事業者のサービスを活用した粗大ごみの有効活用を図るため、令和4年末に「クリーンセンター大崎」等で持ち込まれた粗大ごみから使用できるものを無料で引き取る実証実験を行いました。</p>
<p>大宮駅東口の「さくら小路」周辺での路上喫煙について</p>	<p>大宮駅東口の「さくら小路」でたばこを吸っている人がいるので、注意してほしいです。</p>	<p>本市では、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」を制定し、路上喫煙がもたらす危険を防止すること及びポイ捨てを防止することを目的に、大宮駅など乗降客数の多い市内12駅周辺を「路上喫煙禁止区域」及び「環境美化重点区域」に指定し、環境美化指導員による巡回指導を実施しております。</p> <p>ご提案にあります、大宮駅東口の「さくら小路」周辺の路上喫煙者につきましては、環境美化指導員に対し、重点的に巡回、指導するよう指示いたしました。</p>

タイトル	提案要旨	反映状況内容
ごみ処理場の活用について	見沼区膝子のごみ処理場を、もっと活用できないのでしょうか。	見沼区膝子で、新たなごみ処理場の整備と、その余熱を有効利用した、新たな健康福祉施設として「老人福祉センター東楽園再整備事業」を進めております。この施設には、屋内プールや温浴施設が整備され、令和7年3月末に開館予定です。

・ 経済局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
アニメとのコラボレーションについて	岩槻が舞台のアニメ「その着せ替え人形(ビスク・ドール)は恋をする」のイベントをやっていると聞いて来訪しましたが、コンテンツがあまり生かされていないと思いました。是非、キャラクターのパネルを駅前に置く、巡礼マップを観光案内所に置くなど誘客策に本腰を入れていただけたらと思います。	アニメ「その着せ替え人形(ビスク・ドール)は恋をする」とのコラボレーションについては、都内及び岩槻でイベントを行いました。当該コラボレーションについては、本市の魅力を発信することにより、本市への誘客へとつながる非常に大きな可能性を持っていることから、アニメ制作会社等と積極的に調整を行いながら、引き続き適切なタイミングを計りつつPRに取り組んでまいります。
職員の不適切なマスク着用及び名札の未着用について	農業環境整備課の職員はマスクを着用していませんでした。また、名札も着用していませんでした。	農業環境整備課の職員がマスクを着用していなかったこと、また、名札を着用していなかったことにより、不快な思いをさせていただきましたことをおわび申し上げます。改めて職務に従事するときはいずれも常に着用するよう、所属長を通じて職員に注意しました。

・ 都市局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
公園内のトイレ洋式化等について	公園のトイレに和式トイレが多くて困っています。妊婦さんなど和式トイレを使いづらい人もいるため、洋式にしてほしいです。	本市では、公園利用者の利便性向上を図るため、「公園トイレリフレッシュ計画」を策定し、和式トイレのみの公園トイレを対象にトイレの洋式化を進めているところです。引き続き、「公園トイレリフレッシュ計画」を推進し、誰もが快適で魅力ある公園づくりに努めてまいります。なお、「公園トイレリフレッシュ計画」については、市ホームページに掲載しております。
「花と緑の散歩道」カーブミラーの視認性確保について	南区白幡5丁目8番付近のカーブミラーですが、街路樹の葉で隠れており大変危険なので、早急に対策していただけないでしょうか。	公園の管理を委任しております「公益財団法人さいたま市公園緑地協会」で、令和4年6月24日にカーブミラーの視界を阻害していた植栽のせん定作業を行いました。
階段への街路灯設置について	「美園台公園」付近に住宅街へ降りていくための白い階段がありますが、明かりがなく危険なため、照明の設置を検討していただきたいです。	現地確認後、関係部署と協議を行い、令和4年10月に、照明灯を3基設置しました。

・ 建設局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
歩道でのスケートボードについて	「大宮門街」の前の歩道にスケートボードをする人が集まってきて歩行者の妨害をしています。スケートボードの使用を禁止にしてください。	スケートボードの使用を禁止する看板を3か所に設置しました。また、警察に取締りを依頼しました。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
浦和区内道路交差点での夜間工事について	浦和区内道路交差点で日曜の夜まで工事を行っていました。緊急の工事だったのか分かりませんが、このように夜間工事をする際、事前告知など行わないのでしょうか。もう少し、近隣住民へ配慮をさせていただきたいです。	該当工事を確認したところ、ガス漏れによる緊急の修繕工事であることが確認できました。事業者を確認したところ、緊急工事であっても周辺住民に対して工事を行うことの周知等を行っているとのことでした。今回、事前に周知等が行き届いていなかったことに関しまして、夜間工事が想定される場合はもう少し広範囲に周知を行うなど周辺住民への配慮を行うよう指導させていただきます。
武蔵浦和駅西口の階段等について	武蔵浦和駅西口のペDESTリアンデッキから「田島通り」に降りる階段が汚れています。また、この場所以外にも市内の駅周辺を定期的に巡回して汚い場所を掃除するようにしていただきたいです。	現地確認を行い、ご指摘のとおり、汚れている箇所が見受けられました。清掃を行いましたが、汚れが落ちきらないため、点字ブロックの交換を行いました。

・西区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
カーブミラーの角度調整について	「市道31819号線」と「市道31636号線」の交差点にあるカーブミラーが2枚とも曲がっています。事故が起きているからでは遅いので、早急に対応をお願いします。	現地を確認し、2面とも角度調整をさせていただきました。
道路除草について	西区内の「文化センター通り」と「自衛隊通り」をつなぐ道路について、歩道の縁石に沿って、草が繁茂しています。	当該路線につきまして、現場確認したところ、ご指摘のとおり、歩道上に草が繁茂している状況が見受けられましたので、除草及び土砂の撤去を業者に指示しました。



・北区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
道路の舗装沈下について	北区日進町2丁目地内の道路の舗装が沈下しているので対応をお願いします。	現場確認を行ったところ、舗装と道路側溝の一部が沈下していたため、舗装の打替えと側溝の据え直しを実施いたしました。
街路灯の設置について	北区櫛引町2丁目付近の道路は夜になるととても暗く、危険であるため、街路灯をもう少し増やしてほしいです。	ご指摘いただいた箇所は、既設街路灯の間隔が広く数も少ないことから、2か所について電柱への街路灯の設置を行いました。

・大宮区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
道路側溝のガタつきについて	「10109号線」の駐車場入口付近のL型側溝がずれて危険なので、修繕してほしいです。	現地の状況を確認後、業者に修繕工事を依頼し、令和4年10月7日に工事が完了しました。
大宮区役所への案内表示および区役所内の時計について	旧大宮区役所の跡地にある大宮区役所移転に関する案内について、移転先までの距離を記載した方が良いと思います。 また、大宮区役所については時計が入り口から入ってもどこにあるのか分かりません。	はじめに、旧大宮区役所跡地の案内板につきましては、「約500m先」と距離の表記があります。 次に、大宮区役所内の時計につきましては、文字盤の大きな時計を正面入り口側に新たに設置いたしました。
男子トイレの除菌クリーナー設置について	男子トイレの中に便座用の除菌クリーナーを設置してください。	大宮区役所の1階、2階トイレに、便座用の消毒液を設置いたしました。

・見沼区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
看板の損壊について	見沼区大和田町1丁目にある道路標識「ゆっくり走行を」の看板が壊されていますので、撤去をお願いします。	車両接触等二次被害の懸念があるため、破損看板の即日撤去を行いました。

・中央区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
カーブミラーの修正について	カーブミラーの向きを調整してください。	ご提案いただきましたカーブミラーにつきましては、令和4年10月11日に角度調整の作業を行い、同日完了いたしました。

・桜区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
街路灯の設置要望について	バス停近くの店舗前の街灯は、店舗の営業時間が終了すると消灯し、真っ暗になってしまいます。 1つでも街路灯があったら明るさが確保されると思います。	令和4年11月にご指定いただいた場所に街路灯を1基設置いたしました。
「市報さいたま」(桜区版)について	「市報さいたま」(桜区版)の「こんにちはは区長です」の内容ですが、個人のブログでなく、区民市民に向けて広報発信しているので、丁寧語を用いるのが適切なのではないかと思います。	「市報さいたま」(桜区版)における「こんにちはは区長です」については、限られた紙面の中で、区民の皆様にお伝えしたいことを簡潔な文章で表現しているところです。今後もより丁寧な表現を用いるよう努めてまいります。
ダンスの発表機会について	例年、「桜区区民ふれあいまつり」など、市のイベントで子どもたちのダンス発表の場所を持たせてあげることができていましたが、コロナ禍のためイベントが中止となり、発表の機会がなくなりました。	この数年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、日常生活にも行動制限が掛かるなど、私たちの生活にも大きな影響がありました。様々なお祭りや、運動会などのイベント等も相次いで中止となり、お子様のダンス発表の機会が失われてしまったことは、とても残念だと思っております。 令和4年度の「桜区区民ふれあいまつり」は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として規模を縮小した上で、ステージ出演者の募集も行い開催いたしました。

・浦和区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
平板ブロック欠損箇所の補修について	浦和区高砂2丁目で平板ブロックが欠損している箇所を見付けました。補修をしていただきたいです。	令和4年7月4日に現地調査を行い、平板ブロックが欠損し段差が生じているのを確認しましたので、常温合材で補修を行いました。

・南区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
商業施設駐車場への出入りにおける見通しの改善について	中浦和駅付近の商業施設駐車場の出入口に植込みがあるため、駐車場出入りの際に見通しが悪いです。そこで、ミラーを設置してはいかがでしょうか。また、植込みの伐採をお願いしたいです。	ご提案の出入口につきましては、利益を伴う施設等の出入口に該当するため設置しないものとなっております。 植込みの伐採につきましては、現地を確認させていただきましたところ、植込みが繁茂し、見通しが悪いことを確認しました。そのため、植込みのせん定の手配をさせていただきました。

・緑区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
路面標示の塗り直し及び一時停止規制の検討について	緑区三室985付近にある交差点の路面標示が薄くなり消え掛かっているので対応をお願いします。また、将来的には、この交差点の南北方向から進入する道路への一時停止を規制するなどの対応を検討していただきたいです。	ご提案いただきました交差点の路面標示につきましては、確認して薄くなって消え掛かっている箇所がありましたら塗り直しを行ってまいります。 また同交差点の南北方向から進入する道路への一時停止規制につきましては、所管である浦和東警察署交通課にお伝えします。
破損しているポールの対応依頼	緑区東浦和にある「カエデ通り」の横断歩道に車道幅制限用のポールが破損して車道側に倒れていたため、対応してほしいです。	破損しているポストコーンを回収し、再設置を行いました。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
舗装補修について	緑消防署から、国道463号に向かう道路に20センチメートル位の穴があるため、対応してほしいです。	舗装剥がれを確認できましたので、令和4年6月1日に舗装補修を行いました。
公衆街路灯の修繕について	緑区東浦和の「東浦和中央公園」の南側の道沿いの街路灯が切れていて、夜間その前の道が暗くて怖いです。早めの修理をお願いします。	ご指摘いただきました街路灯については、工事業者に修繕を依頼し、令和4年5月11日に修繕を行いました。

・消防局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
緊急患者受入れ申告制病院のシステム化について	救急車が現場で待機時間を軽減するために、緊急患者受入のシステム化をしてはいかがでしょうか。	既に埼玉県により「埼玉県医療情報システム」を導入しており、本市においても平成26年度より活用しております。 この「埼玉県医療情報システム」は、医療機関側が受入れに関する情報を入力し、同システムにおいて医療機関と消防機関が情報共有を行うとともに、救急隊は傷病者の観察結果と位置情報等を考慮し、傷病者に適した医療機関へ受入れ要請を行う情報ツールであり、救急隊の搬送実績についてもリアルタイムに把握できる効果的なシステムとなっております。なお、救急需要が増加の一途をたどっている中で、令和4年の本市での救急要請は8万件を超え、過去最高件数を記録しました。限りある人材と保有する救急自動車を最大限に活用して救急要請に対応しております。

・教育委員会事務局

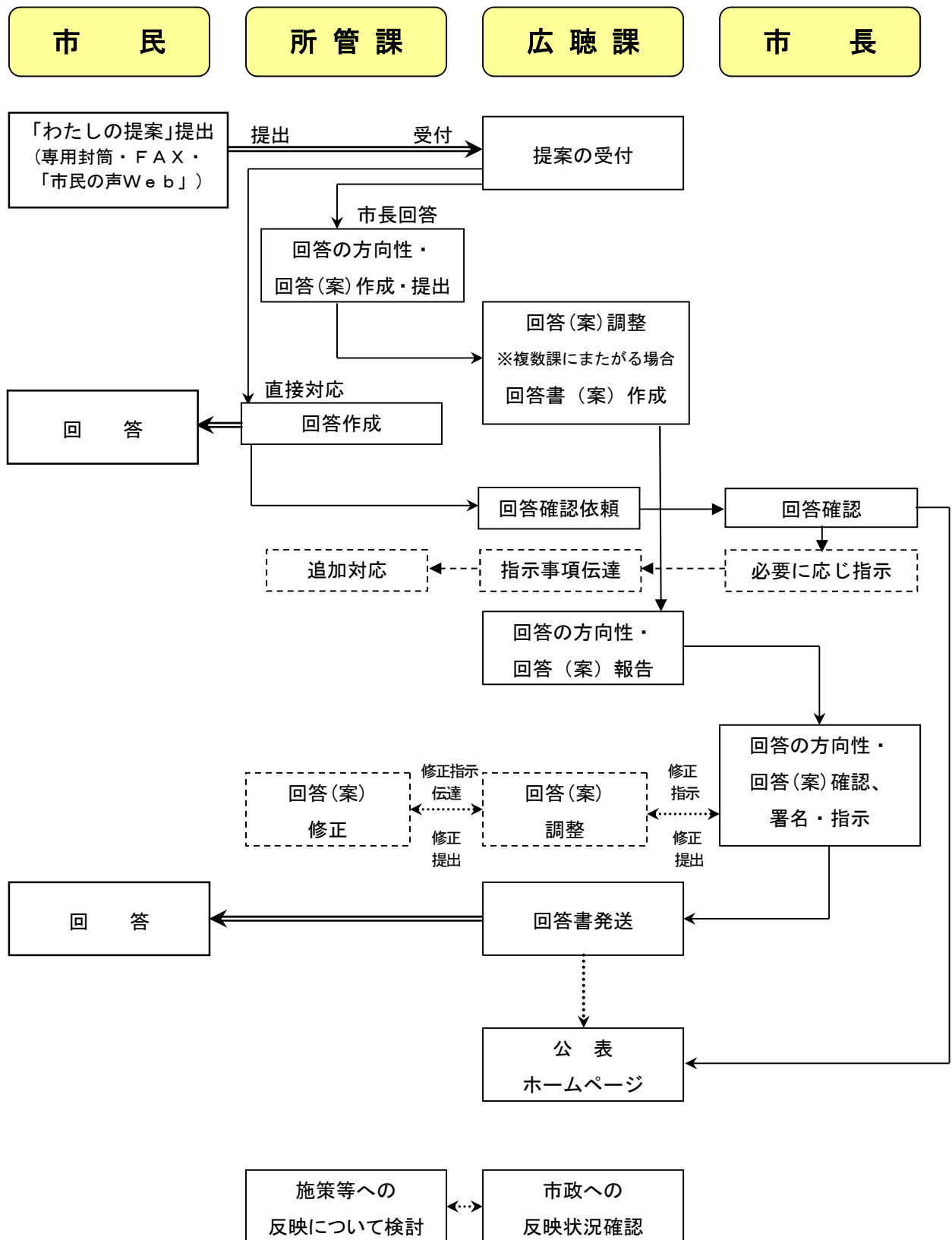
タイトル	提案要旨	反映状況内容
学校のトイレについて	大谷小学校の和式トイレはいつ洋式になるのでしょうか。この時代に小学校の和式トイレ和式の割合が多いというのは心配です。	<p>本市教育委員会事務局では、より良い教育環境を確保する観点から、トイレの清潔な環境維持及び、便器の洋式化を進めております。</p> <p>給排水管の更新や便器の洋式化などの全面改修を、校舎の1階から最上階までの一系統ずつを対象として、改修工事を順次実施しており、最終的には令和7年度までに市立小・中学校のトイレ洋式化率を90パーセントにすることを目標としております。</p> <p>大谷小学校につきましては、令和4年度中に改修工事を実施いたしました。</p>
伝統文化の教育について	日本の文化や風習を学校で教えてほしいです。	<p>日本の古き良き文化を学ぶ教育を充実させていくことは重要であると認識しております。各学校では、社会科や道徳等において、受け継がれてきた伝統文化や先人の働きについて調べたり、地域の人々の願いや伝統文化を受け継ぐ心について考えたりする授業が行われております。</p> <p>本市教育委員会では、各学校において活用できるように、社会科副読本、「わたしたちのさいたま市」や「さいたま市道徳読み物資料集」などに地域の伝統文化や歴史等を取り上げて、各学校で活用できるようにしております。今後も、各学校への訪問指導や教員の研修会等において、日本の古き良き文化を学ぶ教育の充実を図ってまいります。</p>

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「うらわ美術館」の来館者への対応について	<p>「うらわ美術館」は、学芸員をはじめ職員の言葉遣いを含めた接遇研修を行うべきだと思います。</p> <p>また、来館者からの質問に対し、学芸員は正確に説明できるよう対応等について見直した方が良いと思います。</p> <p>最後に、監視係員の来客者対応を再確認すべきだと思います。</p>	<p>はじめに、学芸員をはじめ職員の言葉遣いを含めた接客対応については、職員全員の接遇研修を行い、より丁寧な対応に努めてまいります。</p> <p>次に、来館者からのご質問に対する学芸員の説明については、正確に誠実にお答えできるよう、確認方法、連絡方法を含め対応の仕方を見直してまいります。</p> <p>監視係員の業務に係るご指摘につきましては、令和5年1月17日に受付監視業務を委託している会社と情報共有するとともに協議を行い、早急にマニュアル等を含めて来館者対応を再確認することいたしました。</p> <p>併せて、今後は更に挨拶や言葉遣いを含め、ご来館の皆様へ心地良く鑑賞していただけるよう、管理監督者において定期的にチェックし、適切に施設運営ができるよう努めてまいります。</p>
常盤公民館の駐車場の駐車管理について	<p>常盤公民館の駐車場は駅から近いこともあって公民館利用者ではない人が多く停めており、時々利用者が停められない状態です。職員が午前と午後に駐車場利用記載ノートを持って点検をしてほしいです。</p>	<p>常盤公民館は9台(障害者用1台含む)の駐車場を設置しております。雨の日や構成人数の多い団体が利用する際は、満車になることがあります。</p> <p>公民館利用者以外の駐車対策として、駐車場利用ノートの記入をお願いしており、ノートに記載がない車両のフロントに注意を促す張り紙をしております。また、駐車場入口に公民館利用者専用である旨の看板を設置しております。今後も駐車場の適正利用について、管理を徹底してまいります。</p>

・ 監査事務局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
<p>事業受託費用の 監査について</p>	<p>自治体から事業委託を受けた団体が、費用を搾取していることが話題になっています。さいたま市でも同様に事業委託しているものがあると思いますので、これを機に監査すべきと考えます。</p>	<p>監査委員は、市の業務委託を含め、財務に関する事務の執行等について、計画的に監査を行っております。</p> <p>また、市民が、市長等の執行機関や職員について、違法または不当な公金の支出等により、市に損害が生じるおそれがあると認めるときは、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求することができる住民監査請求制度があり、請求の要件を満たす場合は、監査を行っております。</p> <p>このため、同制度を活用し、監査委員による監査を請求する場合は、お手数ですが、具体的な手続について監査課までお問合せください。</p>

⑨ 市長への提案制度「わたしの提案」における、「市民の声」の流れ





(2) 陳情・要望等

市政に対する陳情・要望等は、その業務の担当所管で受け付け対応します。

① 令和4年度受理件数（令和5年7月1日現在）・・・・・・・・・・ 249件

② 令和4年度局別受理件数

（令和5年7月1日現在）

局	件数	局	件数
市長公室	2	見沼区役所	0
都市戦略本部	9	中央区役所	2
総務局	2	桜区役所	0
財政局	12	浦和区役所	0
市民局	2	南区役所	0
スポーツ文化局	0	緑区役所	0
保健衛生局	7	岩槻区役所	0
福祉局	8	消防局	0
子ども未来局	19	出納室	1
環境局	6	水道局	14
経済局	20	議会局	0
都市局	48	教育委員会事務局	20
建設局	16	選挙管理委員会事務局	1
西区役所	59	人事委員会事務局	0
北区役所	0	監査事務局	0
大宮区役所	1	農業委員会事務局	0
合 計			249

③ 過去の受理件数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受付件数	229	255	346	231

※各年度 翌年7月1日現在

## 4 集団広聴

### (1) タウンミーティング

市民と市の信頼関係の構築と、市民の声の市政への反映を目的として、市民と市長が直接対話するタウンミーティングを平成21年度から実施しています。

令和4年度実施状況

テ — マ デジタルでシンカするさいたま市  
 ~デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進~  
 テーマ所管課 デジタル改革推進部

実施日	時間	開催区	場所	参加者 (傍聴者含む)
令和4年7月23日	9:30~11:00	南区	武蔵浦和コミュニティセンター 8階 第7・8・9集会室	16
令和4年7月23日	14:00~15:30	中央区	与野本町コミュニティセンター 1階 第3・4会議室	13
令和4年7月31日	9:30~11:00	見沼区	見沼区役所 2階 大会議室	14
令和4年7月31日	14:00~15:30	緑区	緑区役所 3階 大会議室	14
令和4年9月3日	9:30~11:00	桜区	桜区役所 4階 大会議室	14
令和4年10月2日	9:30~11:00	西区	西区役所 2階 大会議室	13
令和4年10月2日	14:30~16:00	岩槻区	岩槻区役所 4階 第1会議室	13
令和4年10月4日	18:30~20:00	浦和区	浦和コミュニティセンター 10階 第14集会室	7
令和4年10月6日	18:30~20:00	大宮区	大宮区役所 2階 201・202会議室	14
令和4年10月29日	14:30~16:00	北区	北区役所 2階 B会議室	13
合 計				131

・項目別件数

傍聴者を除いた参加者 122 名から 256 件の意見等をいただきました。

テーマに関する意見 246 件

その他の意見 10 件

テーマに関する意見

項目	主な内容
「さいたまデジタル八策」について (5件)	さいたまデジタル八策は、誰が読んでもわかるようにしてほしい マイナンバーカードの活用を前提としたさいたまデジタル八策の推進は考え直す必要がある さいたまデジタル八策のロードマップができているのか知りたい 抽象的なので、具体的な発信をした方が市民は納得できる 市の考えを市民に広め、市民からの意見を聞いてほしい
重点的に取り組んでほしい分野について (106件)	市役所に提出する書類のデジタル化を進めてほしい 市役所での手続きが、スマートフォンやコンビニでできるようになるとよい 子どもたちに対するDXの推進に重点的に取り組んでほしい サイバー攻撃対策に力を入れてほしい Wi-Fi環境を整備してほしい デジタル化の取組について、もっと市民の目に触れるようにするとよい 地域ICTリーダをどんどん利用してほしい eスポーツを活用すれば、地域の活性化が期待できるのではないかなど
デジタルデバインド対策等、配慮してほしいことについて (68件)	高齢者への配慮が必要 デジタルが苦手だが、デジタル機器を使いたい人を救い上げる施策が必要 デジタル化の推進とともに、対面での対応も並行して継続してほしい 情報を受け取る世代ごとに工夫した広報の仕方を考える必要がある デジタルデバインド対策を、市内の企業と連携して進めてほしい など
その他（DX全般に関すること） (67件)	さいたま市のIT産業を盛り上げるような取組をしてほしい 市職員のデジタル教育に努めてほしい 全市民のリテラシー向上について考えてほしい 外部委託先に任せるのではなく、事業推進側が主体性を持って進める必要がある 他の自治体の取組を確認して、さいたま市にも取り入れてほしい など

その他の意見

分類1	(件)	(割合)	分類2	(件)	(割合)	意見項目	(件)
環境	1	(10.0%)	地球温暖化対策	1	(10.0%)	脱炭素先行地域に選定されたことについて分かりやすく伝えてほしい	1
福祉・医療	1	(10.0%)	障害者福祉	1	(10.0%)	関係者を招き、障害に関するブレインストーミングを開催する	1
子ども・子育て	1	(10.0%)	子育て支援	1	(10.0%)	学童保育所に入るのが困難である	1
防災・消防	2	(20.0%)	防災・治水	2	(20.0%)	防災行政無線を使って市民に呼び掛けるのはよい	1
						避難所での情報確保のため、パブリックビューイングの要素を取り入れるとよい	1
質の高い都市経営	5	(50.0%)	広報・広聴機能	2	(20.0%)	目安箱のような提案制度を考えてほしい	1
						タウンミーティングのテーマ説明資料をホームページに掲載するとよい	1
			その他質の高い都市経営	3	(0.0%)	古きと新しきの2つのよいところを生かした市政運営をしてほしい	1
						さいたま市が住みやすい、住み続けたいまちであることを実感している	1
						「さいたま市音頭」の動画をYouTubeに上げてほしい	1
合計							10

## 5 調査広聴

### (1) 市民意識調査（郵送法）

市民意識調査は、経年的に市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握し、その調査結果を今後の施策や事業の推進に反映することを目的として、平成19年度から実施しています。

調査は、市内在住者のほか、市内の事業所に協力をいただき、市外から市内へ通勤する市内在勤者についても対象として行っています。

#### ① 在住者意識調査

- ・調査地域：さいたま市全域
- ・調査対象：さいたま市在住の満18歳以上の男女
- ・調査対象数：5,000人
- ・抽出法：住民基本台帳に基づく層化多段無作為抽出
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収法
- ・調査項目：地域での生活、さいたま市のイメージ、市政との関わり、市政への満足度・重視度、子育て支援、SDGs、今の地域を選んだ理由

#### ② 在勤者意識調査

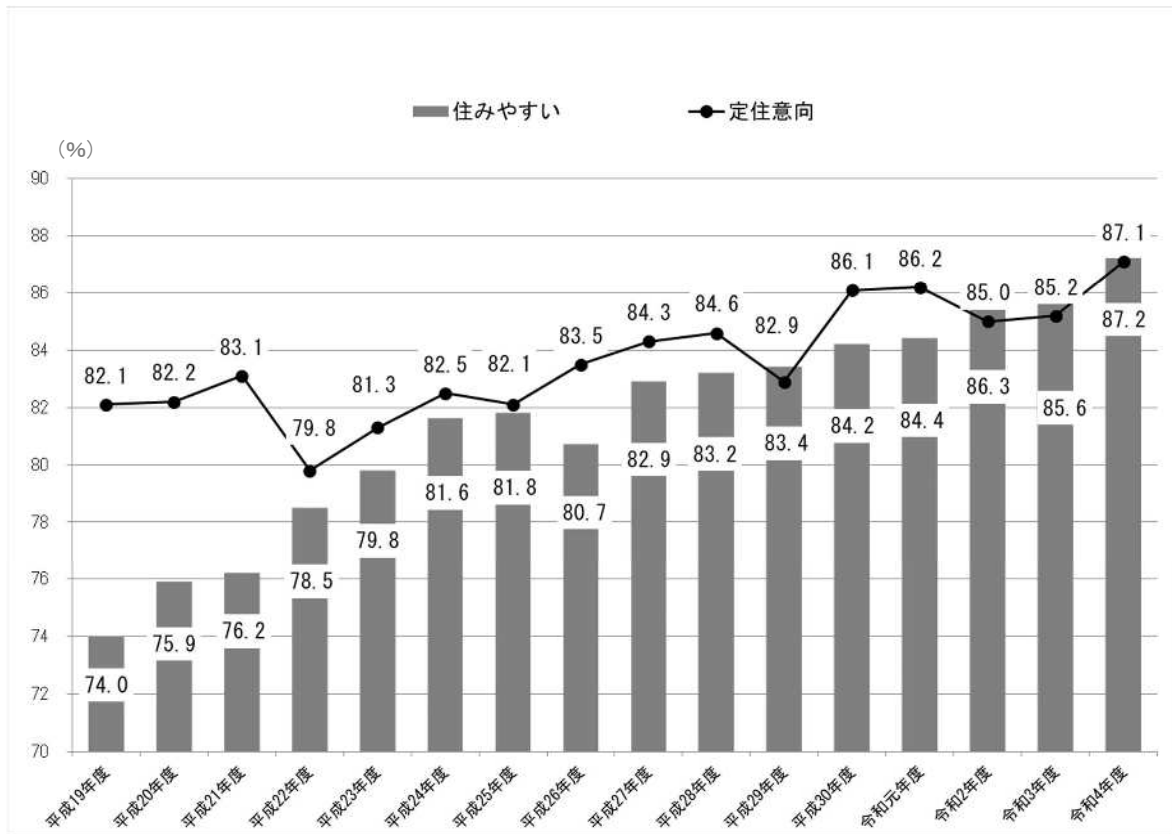
- ・調査地域：さいたま市全域の事業所
- ・調査対象：さいたま市外からさいたま市内の事業所に通勤する満18歳以上の男女
- ・調査対象数：2,000人
- ・抽出法：市内の事業所を無作為に抽出し、事業所を通じて個人への調査を依頼
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収法
- ・調査項目：さいたま市のイメージ、市内での活動

③ 年度別実績

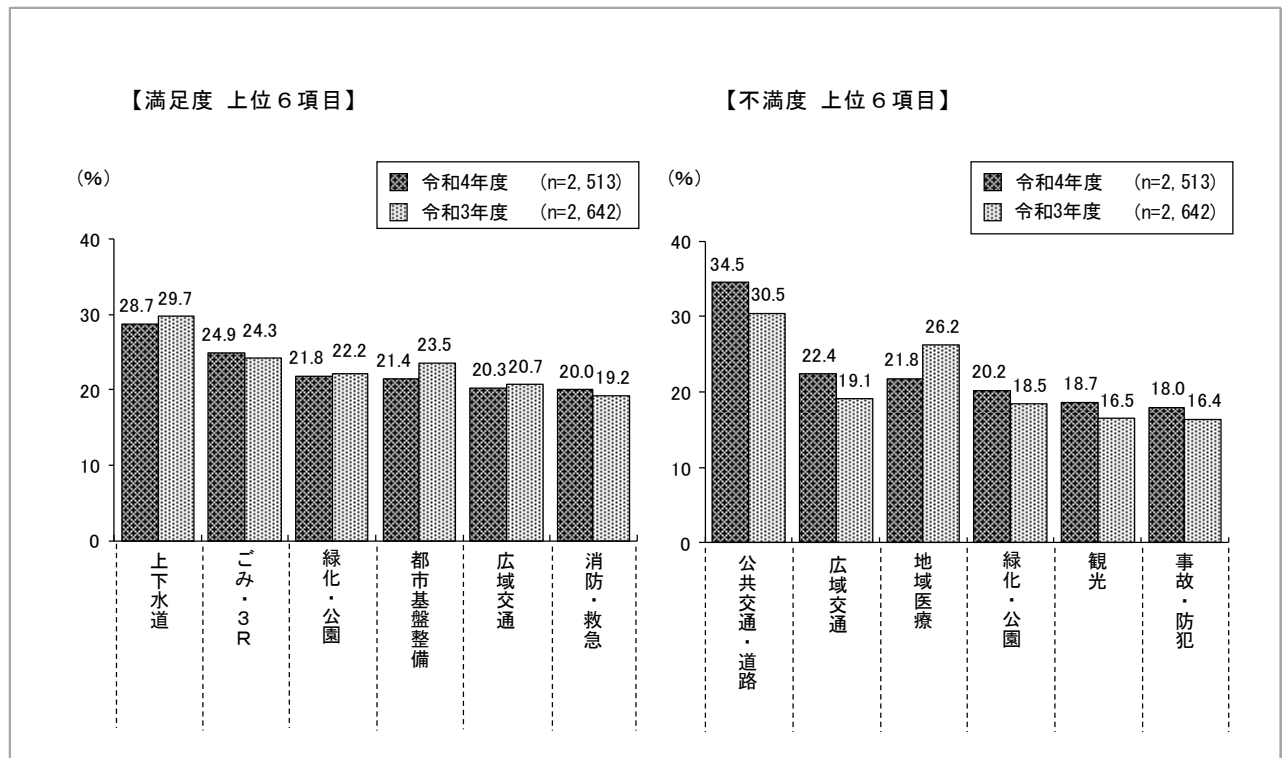
調査種類	対象者数	年度	回答者数	回答率
在住者調査	5,000 人	平成 30 年度	2,530 人	50.6 %
		令和元年度	2,552 人	51.0 %
		令和 2 年度	2,691 人	53.8 %
		令和 3 年度	2,642 人	52.8 %
		令和 4 年度	2,513 人	50.3 %
在勤者調査	2,000 人	平成 30 年度	672 人	33.6 %
		令和元年度	587 人	29.4 %
		令和 2 年度	634 人	31.7 %
		令和 3 年度	598 人	29.9 %
		令和 4 年度	730 人	36.5 %

④ 主な結果

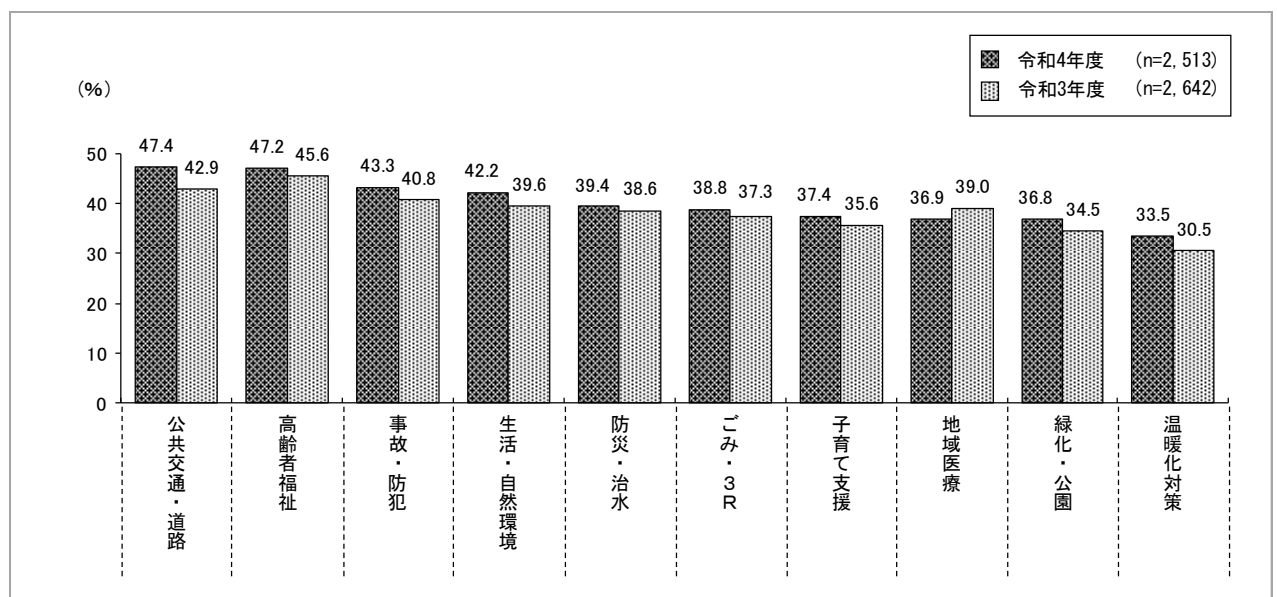
「住みやすさ」と「定住意向」の推移



## 施策への満足度・不満度（上位6項目）



## 今後特に重視してほしいと思う施策（上位10項目）



## 在住者意識調査自由意見

在住者意識調査の回答者に、本市に対する意見や要望を自由記述形式で聞いたところ、731人から1,159件の意見等が寄せられました。

大項目	中項目	件数
1 コミュニティ・ 人権・多文化共生 (19件)	(1) 地域活動	7
	(2) 人権尊重	6
	(3) 多文化共生等	6
	(4) その他	0
2 環境 (54件)	(1) 地球温暖化対策	7
	(2) ごみ処理	23
	(3) 生活環境・自然環境	21
	(4) その他	3
3 健康・スポーツ (29件)	(1) 健康づくり	6
	(2) スポーツ	23
	(3) その他	0
4 教育 (41件)	(1) 学校教育	34
	(2) 生涯学習	6
	(3) その他	1
5 生活安全 (74件)	(1) 事故・防犯	65
	(2) 消費者	0
	(3) 生活衛生・食品	0
	(4) その他	9
6 福祉・医療 (91件)	(1) 高齢者福祉	15
	(2) 障害者福祉	5
	(3) 地域医療	58
	(4) その他	13
7 子ども・子育て (74件)	(1) 子育て支援	74
	(2) 青少年	0
	(3) その他	0
8 文化 (10件)	(1) 文化芸術・歴史	10
	(2) その他	0
9 都市インフラ (329件)	(1) 都市基盤・広域交通網	70
	(2) 都市景観	88
	(3) 公共交通・道路	156
	(4) 上下水道	7
	(5) その他	8

大項目	中項目	件数
10 防災・消防 ( 31 件)	(1) 防災・治水	29
	(2) 消防・救急	1
	(3) その他	1
11 経済・産業 ( 44 件)	(1) 産業	26
	(2) 観光	7
	(3) 農業	7
	(4) その他	4
12 質の高い都市経営 (173 件)	(1) 広報・広聴機能	45
	(2) ICT	25
	(3) シティセールス	9
	(4) 健全財政	28
	(5) その他	66
13 その他・総合 (190 件)	(1) 総合(政策・職員・組織など)	146
	(2) 市民意識調査	30
	(3) その他	14
合 計		1,159

#### 在勤者意識調査自由意見

在勤者意識調査の回答者に、本市に対する意見や要望を自由記述形式で聞いたところ、150人から232件の意見等が寄せられました。

大項目	中項目	件数
1 コミュニティ・ 人権・多文化共生 ( 1 件)	(1) 地域活動	0
	(2) 人権尊重	1
	(3) 多文化共生等	0
	(4) その他	0
2 環境 ( 14 件)	(1) 地球温暖化対策	1
	(2) ごみ処理	3
	(3) 生活環境・自然環境	9
	(4) その他	1
3 健康・スポーツ ( 9 件)	(1) 健康づくり	0
	(2) スポーツ	9
	(3) その他	0
4 教育 ( 5 件)	(1) 学校教育	1
	(2) 生涯学習	4
	(3) その他	0



大項目	中項目	件数
5 生活安全 ( 27 件)	(1) 事故・防犯	19
	(2) 消費者	0
	(3) 生活衛生・食品	0
	(4) その他	8
6 福祉・医療 ( 9 件)	(1) 高齢者福祉	6
	(2) 障害者福祉	0
	(3) 地域医療	3
	(4) その他	0
7 子ども・子育て ( 7 件)	(1) 子育て支援	7
	(2) 青少年	0
	(3) その他	0
8 文化 ( 7 件)	(1) 文化芸術・歴史	7
	(2) その他	0
9 都市インフラ ( 81 件)	(1) 都市基盤・広域交通網	27
	(2) 都市景観	6
	(3) 公共交通・道路	45
	(4) 上下水道	0
	(5) その他	3
10 防災・消防 ( 2 件)	(1) 防災・治水	2
	(2) 消防・救急	0
	(3) その他	0
11 経済・産業 ( 16 件)	(1) 産業	4
	(2) 観光	10
	(3) 農業	0
	(4) その他	2
12 質の高い都市経営 ( 44 件)	(1) 広報・広聴機能	3
	(2) ICT	4
	(3) シティセールス	4
	(4) 健全財政	3
	(5) その他	30
13 その他・総合 ( 10 件)	(1) 総合（政策・職員・組織など）	5
	(2) 市民意識調査	4
	(3) その他	1
合 計		232

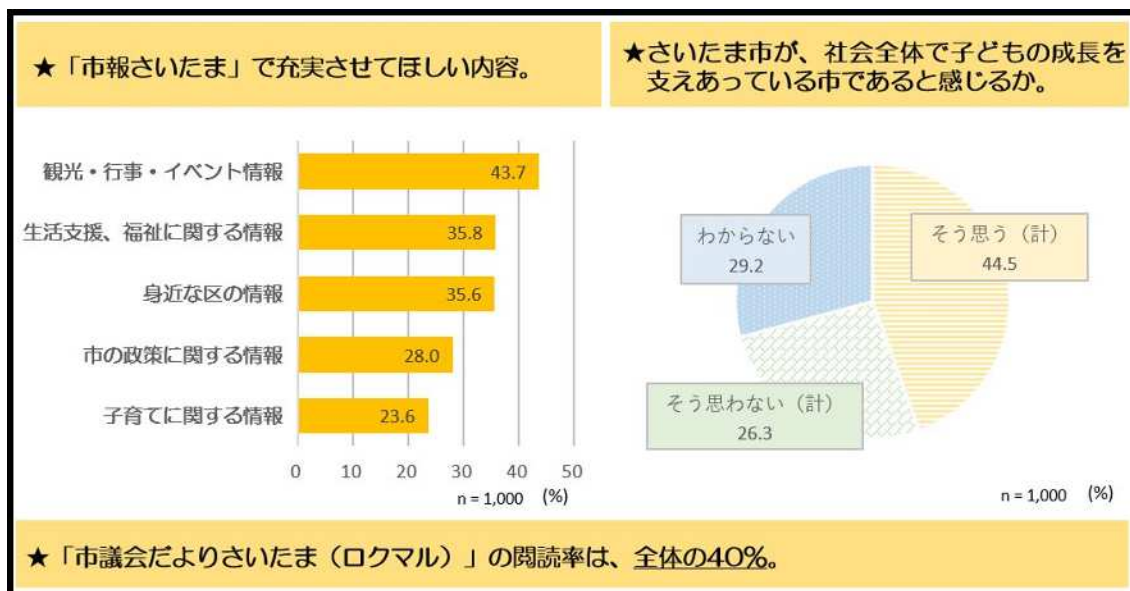
## (2) インターネット市民意識調査

インターネット市民意識調査は、郵送による市民意識調査と同様に、市民の満足度や要望を把握し、今後の施策や事業の推進に反映することを目的としており、市内の調査希望に応じて、タイムリーな事柄についての調査を平成23年度から実施しています。

- ・ 調査対象：さいたま市在住の満18歳以上の男女の計1,000人（委託業者に登録しているモニター）  
内訳として、18～29歳・30～39歳・40～49歳・50～59歳・60～69歳の男女各100人
- ・ 実施時期：令和4年度は、7月、8月、11月、2月で計4回実施

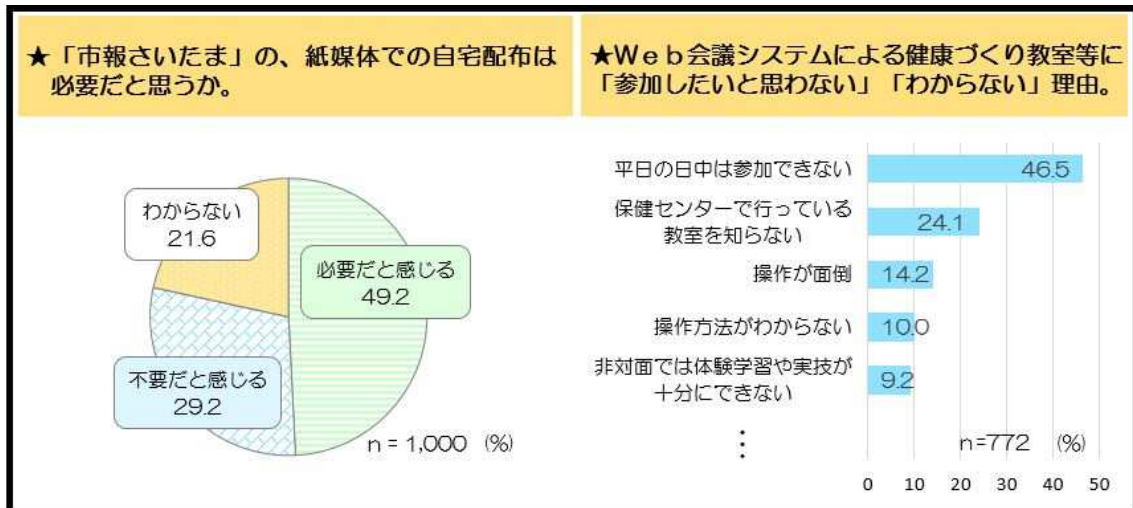
7月調査	計19問
市報さいたま（広報課）、市議会の広報（秘書総務課）、さいたま市消費生活センターの認知度等（消費生活総合センター）、さいたまキッズなCity大会宣言（子育て支援政策課）、多子世帯への支援（子育て支援政策課）、窓口における税証明書の取得（税制課）	
実施	7/8～7/12
結果	8月31日 インターネット上で公表

### 調査結果(抜粋)



8月調査	計 19 問
「市報さいたま」の配布と電子版の利用（広報課）、さいたま市の保健センター（西区保健センター）、火葬残灰（残骨灰）（生活衛生課）、スマートシティ（未来都市推進部）	
実施	8 / 5 ~ 8 / 12
結果	9月30日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)



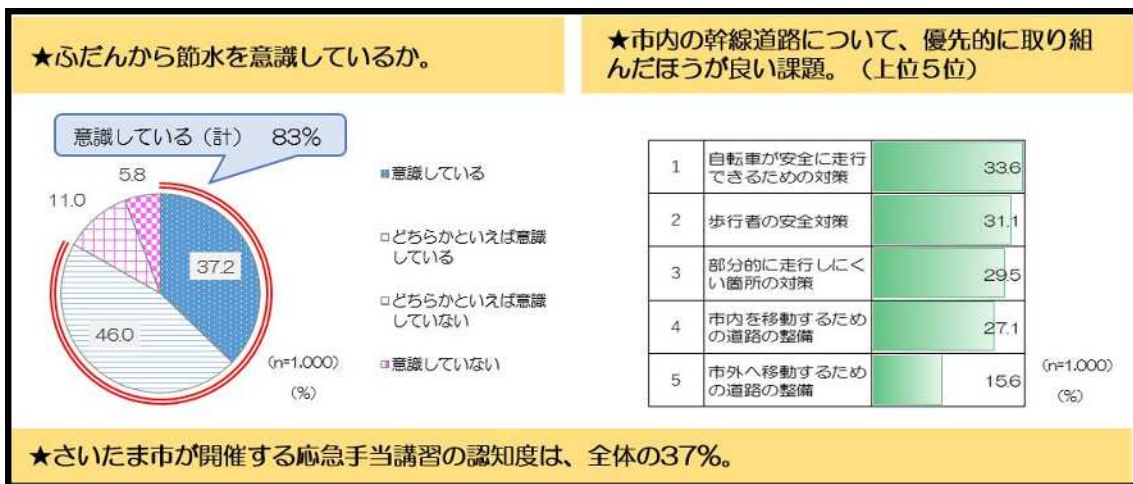
11月調査	計 22 問
SNS（広報課）、防犯カメラ（市民生活安全課）、水道事業（営業課）、公開型緑地（みどり推進課）、「不妊症」「不育症」（地域保健支援課）、自殺対策（健康増進課）	
実施	11 / 4 ~ 11 / 6
結果	12月28日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)



2月調査 計 20問
さいたま市への愛着（都市経営戦略部）、食品ロス（資源循環政策課）、節水の意識と行動（下水道総務課）、さいたま市内の道路整備（道路計画課）、応急手当講習（救急課）、成年後見制度（高齢福祉課）
実施 2/3～2/5
結果 3月28日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)



## 6 住民相談

市民の種々の困りごとなどに対して、各種の相談窓口を設けるなど個々のケースに即した適切なアドバイスや回答を行い、市民生活の安定に寄与しています。

### (1) 令和4年度実施状況 ※所管課：市民生活安全課

相談区分	件数
法律相談（民事一般）	2,501
法律相談（多重債務）	59
税務相談	162
司法書士の登記・法律相談	531
土地家屋調査士の登記相談	54
社会保険労務士の年金・保険・労務相談	86
行政書士の相続遺言・内容証明相談	181
行政相談	4
借地・借家相談	79
外国人生活相談	45
交通事故相談	73
合計	3,775

## 7 パブリック・コメント

市政への市民の参画を促すとともに、市民と行政との協働による透明性の高い公正な市政運営を図るため、パブリック・コメント制度を平成15年度から実施しています。

### (1) 年度別実績

項目 年度	実施件数	意見提出数	意見項目数	修正項目数	修正率 修正項目数/意見項目数
平成30年度	10	196	403	26	6.5%
令和元年度	15	186	325	47	14.5%
令和2年度	31	395	1,053	164	15.6%
令和3年度	17	501	872	79	9.1%
令和4年度	19	230	521	83	15.9%

### (2) 令和4年度実績

No.	条例・計画等の名称	担当課 (名称は当時のもの)	意見提出件数	意見項目数	修正項目数
1	予防接種事業に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」改訂版（素案）	新型コロナウイルスワクチン対策室	0	0	0
2	さいたま市地域公共交通計画（素案）	交通政策課	6	36	17
3	さいたま市個人情報保護法施行条例（骨子案）	行政透明推進課	1	3	0
4	さいたま市マンション管理適正化推進計画（素案）	住宅政策課	16	34	4
5	同和問題の早期解決に関する同和行政・同和教育実施計画【令和5年度～令和9年度】（素案）	人権政策・男女共同参画課	3	3	0

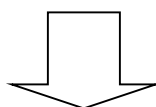
6	さいたま市第3期保健福祉総合計画(地域福祉計画)素案	福祉総務課	11	49	11
7	さいたま市総合振興計画基本計画実施計画(改定案)	都市経営戦略部	12	31	1
8	母子保健事業に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」改訂版(素案)	地域保健支援課	0	0	0
9	児童手当等に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」改訂版(素案)	子育て支援政策課	0	0	0
10	介護保険に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」改訂版(素案)	介護保険課	1	6	1
11	さいたま市国土強靱化地域計画(改定案)	防災課	12	37	8
12	(仮称)浦和駅周辺まちづくりビジョン(素案)	都心整備課 浦和駅周辺まちづくり事務所	12	21	0
13	第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン中間見直し(素案)	子育て支援政策課	77	72	0
14	第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画(改定案)	資源循環政策課	6	6	0
15	さいたま市災害廃棄物処理計画(改定案)	資源循環政策課	1	1	0
16	中央区役所周辺の公共施設再編基本計画(案)	まちづくり総務課	8	26	0
17	さいたま市道路網計画(改定案)	都市計画課	8	15	3
18	(仮称)次世代型スポーツ施設基本計画(案)	スポーツ政策室	56	181	38
19	さいたま市建築物耐震改修促進計画(一部改定案)	建築総務課	0	0	0
合 計			230	521	83

### (3) パブリック・コメント制度の流れ

#### 条例・計画等の素案の作成

対象となるのは、市の総合的な構想、基本的な方針・計画の策定又は変更や市の基本的な制度を定める条例、市民等に義務を課し・権利を制限する条例等の制定又は改廃などです。

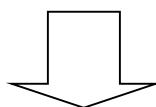
詳しくは、さいたま市パブリック・コメント制度要綱（72 ページ）をご覧ください。



#### 条例・計画等の素案と関連資料の公表、市民から意見募集

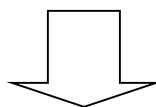
意見募集期間は、原則として1か月以上です。

条例・計画等の素案と関連資料の公表は、各区役所情報公開コーナー・関連課所・施設等への配置や市のホームページへの掲載等により行います。



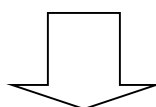
#### 市民が意見を提出

郵便（専用封筒があります）や電子メール、FAXで送っていただくか、直接お持ちいただきます。



#### 提出された意見を考慮して条例案・計画等を確定

いただいた意見を整理・集計し、意見を取り入れた修正等を行い、条例案・計画等を確定します。



#### 提出された意見の概要と市の考え方の公表、策定した条例案・計画等の公表

公表は、各区役所情報公開コーナー・関連課所・施設等への配置や市のホームページへの掲載等により行います。



## 8 コールセンター

電話、FAX、電子メールにより、市のサービス内容や手続、施設案内やイベント情報などの様々な問合せにお答えする窓口として、「さいたまコールセンター」を平成19年7月1日から開設しています。

平成25年4月からは、区役所等の代表電話とコールセンターの統合を順次進め、現在は、本庁及び各区役所、南・北部建設事務所の代表電話を統合しています。

受付時間については、電話は午前8時から午後9時まで、電子メール、FAXは24時間、いずれも年中無休です。

### <電話番号等>

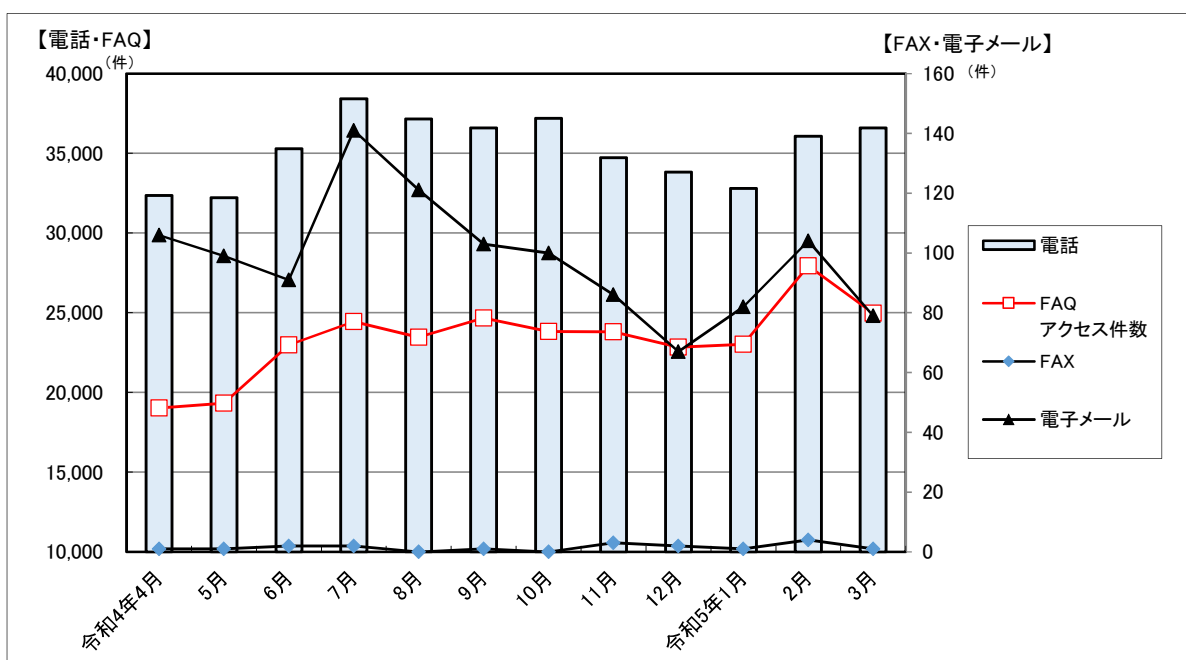
- ・ 電話 048-835-3156 さいコール
- ・ FAX 048-827-8656
- ・ 電子メール 市ホームページ「さいたまコールセンター」専用フォームから

### (1) 受付件数

#### ① 年度別受付件数

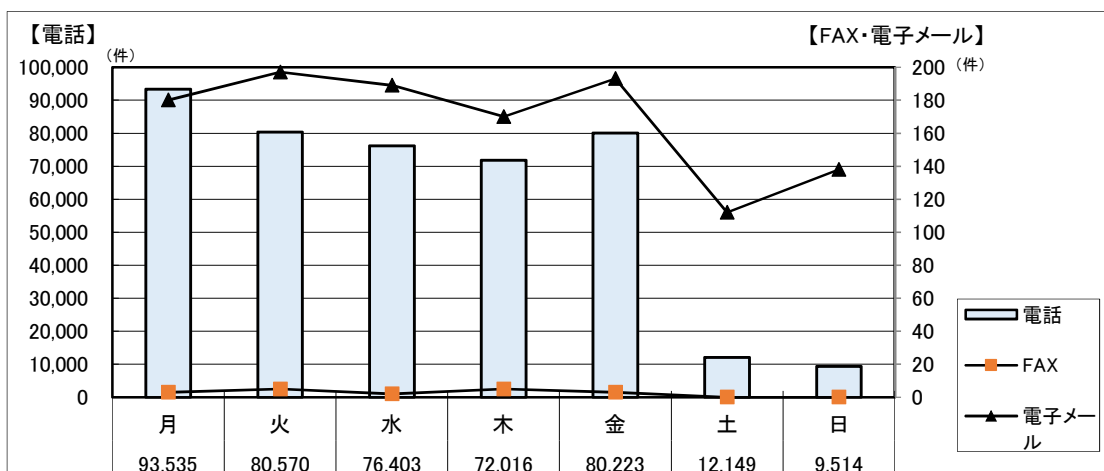
年 度	受付件数			
	電 話	F A X	電子メール	合 計
平成30年度	383,484	32	1,213	384,729
令和元年度	388,391	23	1,317	389,731
令和2年度	432,998	37	1,722	434,757
令和3年度	412,790	28	1,780	414,598
令和4年度	423,213	18	1,179	424,410

② 令和4年度月別受付件数



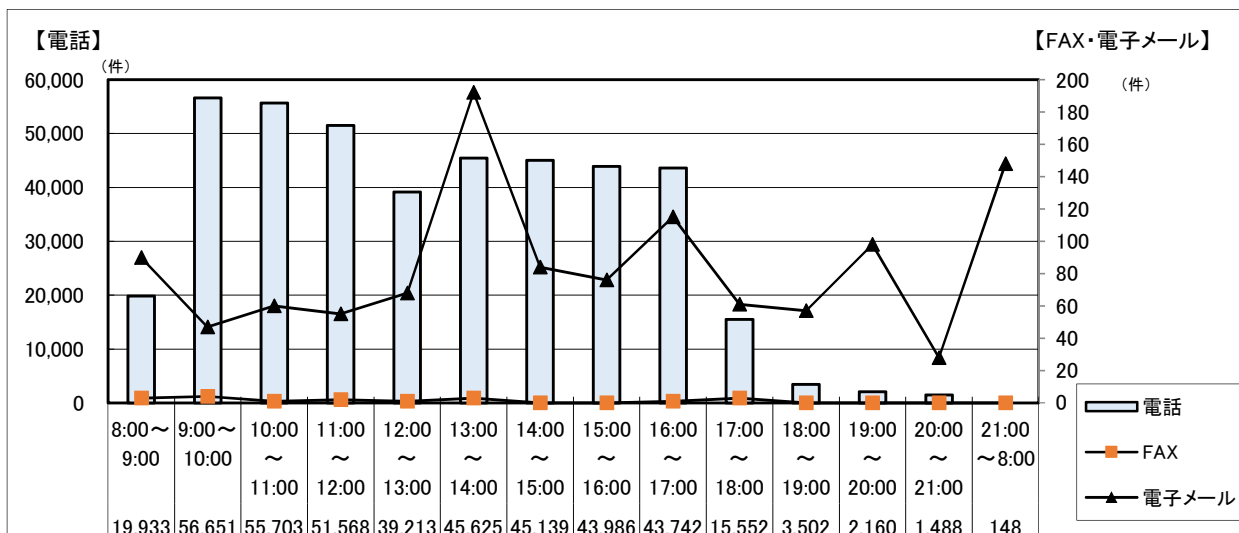
	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月
受付件数	32,461	32,309	35,381	38,555	37,278	36,689	37,292	34,819	33,892	32,885	36,183	36,666
(内電話)	32,354	32,209	35,288	38,412	37,157	36,585	37,192	34,730	33,823	32,802	36,075	36,586
(内FAX)	1	1	2	2	0	1	0	3	2	1	4	1
(内電子メール)	106	99	91	141	121	103	100	86	67	82	104	79
FAQ アクセス件数	19,022	19,323	22,983	24,440	23,460	24,658	23,823	23,809	22,842	23,024	27,943	24,972

### ③ 令和4年度曜日別受付件数



	月	火	水	木	金	土	日
受付件数	93,535	80,570	76,403	72,016	80,223	12,149	9,514
(内電話)	93,352	80,368	76,212	71,841	80,027	12,037	9,376
(内FAX)	3	5	2	5	3	0	0
(内電子メール)	180	197	189	170	193	112	138

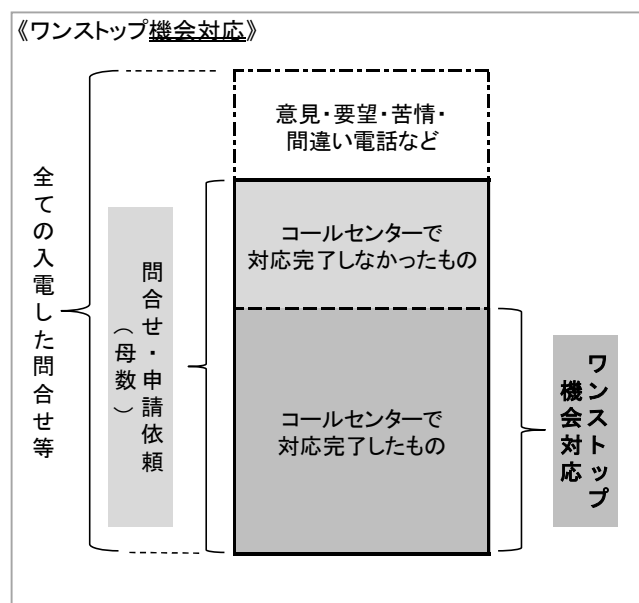
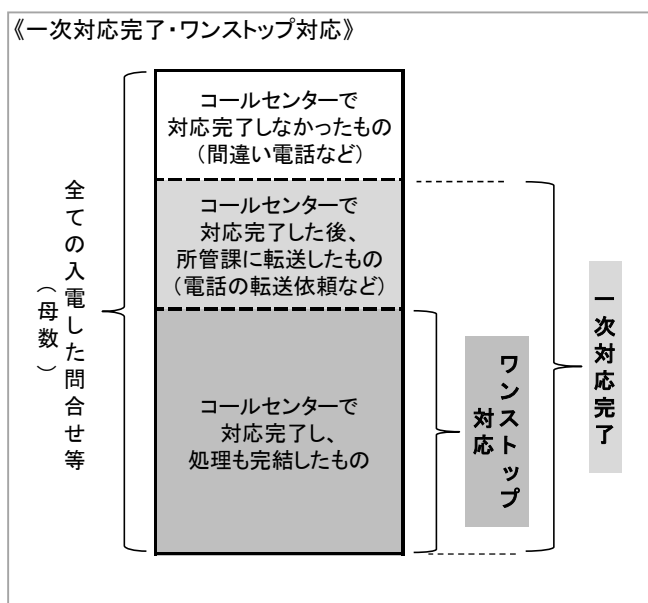
### ④ 令和4年度時間帯別受付件数



	8:00 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	10:00 ~ 11:00	11:00 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 14:00	14:00 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	16:00 ~ 17:00	17:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	19:00 ~ 20:00	20:00 ~ 21:00	21:00 ~ 8:00
受付件数	19,933	56,651	55,703	51,568	39,213	45,625	45,139	43,986	43,742	15,552	3,502	2,160	1,488	148
(内電話)	19,840	56,600	55,642	51,511	39,144	45,430	45,055	43,910	43,626	15,488	3,445	2,062	1,460	0
(内FAX)	3	4	1	2	1	3	0	0	1	3	0	0	0	0
(内メール)	90	47	60	55	68	192	84	76	115	61	57	98	28	148

(2) 令和4年度サービス指標

指標		説明	実績
コールセンター 番号	一次対応完了率	コールセンターで対応が完了した件数の割合	98.9 %
	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	64.3 %
	ワンストップ機会 対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	76.5 %
本庁舎代表 番号	一次対応完了率	コールセンターで対応が完了した件数の割合	98.7 %
	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	38.6 %
	ワンストップ機会 対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	60.5 %
各区代表電話 番号	一次対応完了率	コールセンターで対応が完了した件数の割合	99.0 %
	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	40.7 %
	ワンストップ機会 対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	65.1 %
全体	平均応答速度	着信してからオペレーターが応答するまでの平均時間	6.03 秒
	平均応答率	着信にオペレーターが応答した割合	85.5 %
	平均通話時間	オペレーターが利用者と通話した平均時間	2分1秒
	市民満足度	市民からみたコールセンターの応対品質（5点満点）	4.94 点



### (3) 令和4年度利用者満足度調査結果

コールセンターの対応についてアンケートを実施し、5点満点で評価していただきました。

#### ① 調査期間

第1回 令和4年7月2日(土) ~ 令和4年8月8日(月)  
第2回 令和4年11月12日(土) ~ 令和5年1月7日(土)

#### ② 調査方法

コールセンターに電話でお問い合わせされた方のうち、満足度調査の実施可否を確認した上で、各回400人の方に対してアンケートを実施しました。

#### ③ 調査結果

	第1回	第2回
5点	371人	383人
4	29人	13人
3	0人	4人
2	0人	0人
1	0人	0人
合計	400人	400人

平均点	4.93点	4.95点
-----	-------	-------

#### ④ 主な意見

- ・ 知りたかったこと以上のことを教えてもらった。
- ・ 日曜日に対応してもらえて助かった。
- ・ 明確にスピーディーに答えてもらった。
- ・ 何が分からないか聞き取りそれを丁寧に教えてくれた。
- ・ 耳が遠くて聞こえづらい所があったのでマイナス1点。
- ・ (担当部署があり) コールセンターで回答できなかったから。

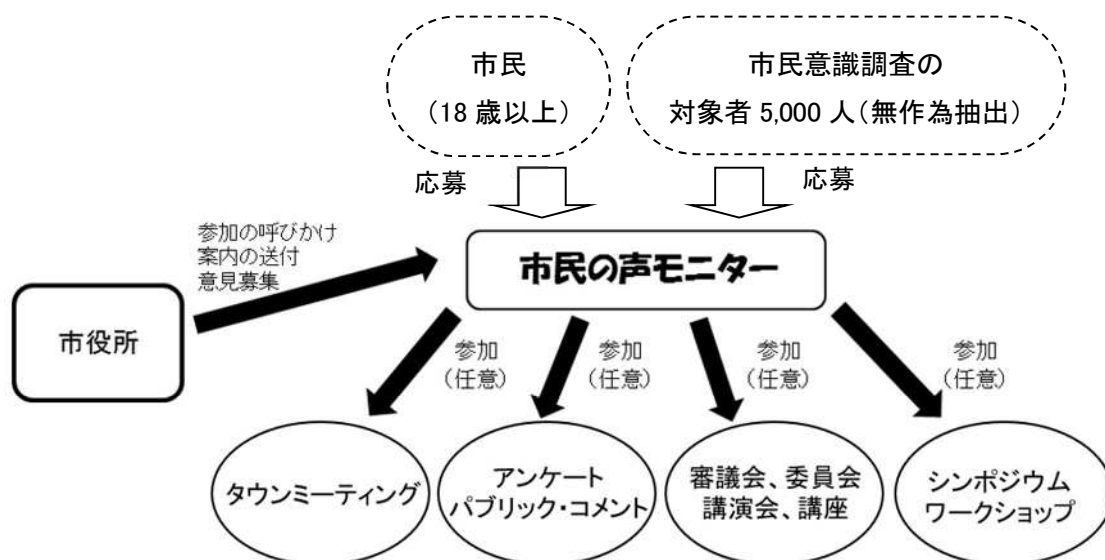
## 9 市民の声モニター

市民意識調査（郵送法）の対象者 5,000 人を含め、広く市民からモニターを募集し、ご登録いただいた方に、タウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会及び講座などの「市民の声」を聴く事業への参加を通じて、市に意見を寄せていただく制度です。

無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握して事業に生かすため、平成 27 年度から実施しています。

平成 30 年度の登録者から、登録期間を翌々年度の 3 月末までとしました。

### (1) 市民の声モニターのイメージ



### (2) 市民の声モニター登録者数

年 度	登録者数
平成 30 年度	239 人
令和元年度	187 人
令和 2 年度	174 人
令和 3 年度	321 人
令和 4 年度	271 人

※令和 2 年度まで各年 9 月 1 日現在

※令和 3 年度から各年 3 月 31 日現在

## 10 子どもの提案

未来を担う子どもたちから、市のまちづくりに対する提案を聴く機会を設け、子どもたちからの提案を市政に反映することを目的として「子どもの提案」制度を平成 28 年度から実施しています。令和 4 年度は市立中学校（61 校）及び協力していただける私立中学校（6 校）に通う中学生から提案を募集しました。

### (1) 令和 4 年度子どもの提案制度 募集テーマ

No.	テーマ	担当課	意見提出 件数	意見項目数
1	食品ロスを削減する方法、ゼロにする方法について、アイデアを募集します！	資源循環政策課	768 件	1,187 件
2	大切に思う地域の歴史文化資源としての「お宝」は何ですか。その「お宝」を未来につなげていくには？	文化財保護課	87 件	166 件
3	見沼田んぼにある「日本一の桜回廊」をもっと充実させるためには？	見沼田圃 政策推進課	754 件	995 件
合計			1,609 件	2,348 件

### (2) 主な提案概要

No.	テーマ	提案概要
1	食品ロスを削減する方法、ゼロにする方法について、アイデアを募集します！	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賞味期限の近いものを選ぶ。</li> <li>・余った食品を有効活用する。</li> <li>・食品ロスについて知ってもらう。</li> <li>・食事を食べ切る。</li> </ul>
2	大切に思う地域の歴史文化資源としての「お宝」は何ですか。その「お宝」を未来につなげていくには？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お宝を知ってもらうためにイベントを開催する、参加する。</li> <li>・学校行事で学ぶ、体験する。</li> <li>・お宝の周辺環境を整備する。</li> </ul>
3	見沼田んぼにある「日本一の桜回廊」をもっと充実させるためには？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もっとPRを行う。</li> <li>・トイレや休憩施設等を整備し、情報発信する。</li> <li>・イベントを行う。</li> <li>・近くの小・中学校に利用してもらう。</li> </ul>





## 参 考 資 料

- さいたま市長への提案制度要綱
- 市長への提案制度「わたしの提案」処理要領
- さいたま市市民の声取扱要綱
- さいたま市タウンミーティング運営要領
- さいたま市パブリック・コメント制度要綱
- 市民の声モニター制度要綱
- 子どもの提案制度要綱



## さいたま市長への提案制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、さいたま市長への提案制度（さいたま市長に提出された、市政に対する提案、意見、要望等をいう。以下「わたしの提案」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市政運営への反映と市民参加意識の促進を図り、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

### (提出手段)

第2条 わたしの提案の提出手段は、原則として専用の提案用紙（第1号様式）、専用のファクシミリ又は「市民の声Web」から投稿されたものとする。

### (専用の提案用紙の配置)

第3条 専用の提案用紙は、市役所、区役所、市の主な公共施設等に配置する。

### (処理システム)

第4条 わたしの提案の処理に当たっては、さいたま市市民の声取扱要綱に基づき、市民の声データベースシステムを用いて処理するものとする。

### (受付)

第5条 わたしの提案は、広聴課において受け付ける。

### (回答方法)

第6条 受け付けたわたしの提案については、市長の署名入りの文書（第2号様式）又は当該内容に対し回答を行う課（以下「回答担当課」という。）による面談、電話、文書、電子メール等で、わたしの提案を行った者（以下「提案者」という。）へ回答するものとする。

2 回答担当課による提案者への直接の回答（以下「直接回答」という。）は、受け付けたわたしの提案が次の各号のいずれかに該当するとき、行うことができる。

- (1) 提案者が、直接回答を望んでいるもの
- (2) 迅速な対応が必要なもの
- (3) 提案者に対し、詳細な説明が必要となるもの
- (4) 簡易な回答のもの
- (5) 市長の署名入りの文書での回答後、同一提案者から趣旨が同様である内容のわたしの提案が寄せられたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又は回答担当課長が直接回答すると判断したもの

3 第1項の規定により回答担当課が文書で直接回答する場合は、回答担当課長名で行うものとする。ただし、必要に応じ、部長名、局長名等で回答することができる。

4 広聴課長は、わたしの提案が一定の期間に大量に提出され第1項の規定による回答が困難であると認められる場合、回答担当課長と協議の上、回答を市ホームページへ掲載することにより、回答に代えることができる。

(回答基準)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、受け付けたわたしの提案が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として回答しないものとする。

- (1) 回答が不要である旨の記載があるもの
- (2) 回答が不要である旨の確認がとれたもの
- (3) 同一提案者から趣旨が同様である内容のわたしの提案が複数回寄せられ、今後、回答しない旨を通告したにもかかわらず、再度わたしの提案があったもの
- (4) 提案者の住所、氏名、連絡先等が不明確なもの
- (5) 個人又は団体等を誹謗し、若しくは中傷する内容のもの又は公序良俗に反する内容のもの
- (6) 企業等の営利を目的とするもの
- (7) 宗教に関するもの
- (8) 提案者と市との間で係争中又は同案件について判決があったもの
- (9) 提案の趣旨が不明確なもの
- (10) 提案者が市職員であるもの
- (11) 学校の授業等の一環として提出されたもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又は回答担当課長が回答不要と判断したもの

(処理状況の公表)

第8条 広聴課長は、月毎の統計情報及び提案者への回答内容を随時公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

第1号様式

わたしの提案

年 月 日

(〒 - )

住 所

ふりがな

氏 名

年  
齢

歳

電  
話

( )

職  
業

1. 会社員      2. 自営業      3. 公務員      4. 学生      5. 無職  
6. その他 ( )

※具体的にご意見・ご提案をお書きください。

回答が不要である場合、  
右の□に✓を記入してください。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
【略図】 ※必要に応じ、略図をお書きください。  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

この「わたしの提案」は、市民の皆様が「さいたま市」について考えておられること、気付かれたことなどをお寄せいただき、今後の市政の運営に役立たせることで、市政をより身近なものとしていただくために実施しています。

いただきましたご意見やご提案につきましては、担当する部課において対応し、市政への反映に努めてまいります。

ぜひ、市民の皆様の建設的なご意見、ご提案を、この手紙でお寄せいただきますようお願い申し上げます。

さいたま市長 清水 勇 人

- 市民の皆様から寄せられた提案などを、個人が特定できないようにしたうえで要旨を市のホームページなどに掲載させていただくことがあります。
- 個人情報については、適正に管理を行い、他の目的に利用することはありません。
- 提案に関するお問い合わせは、市長公室秘書広報部広聴課へどうぞ。（電話048-829-1931）



第2号様式

様

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

年 月 日

さいたま市長

## 市長への提案制度「わたしの提案」処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市長への提案制度「わたしの提案」（以下「提案」という。）を迅速かつ正確に処理し、その有効利用を図るため、提案の事務処理について、必要な事項を定める。

### (処理)

第2条 広聴課長は、提案を受け付けたときは、提案の内容を所管する課の課長（以下「回答担当課長」という。）に市民の声データベースシステム（以下「データベース」という。）を用い、提案の写しを送付し、対応を依頼するものとする。

2 提案の受付の日付は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる日（以下「閉庁日」という。）以外の日（以下「開庁日」という。）の午後5時15分までに広聴課に届いたものを当日の日付とし、午後5時15分を過ぎて広聴課に届いたものを翌日（その日が閉庁日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い開庁日）の日付とする。

3 さいたま市長への提案制度要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する提出手段以外の方法で提出された文書等のうち、提案を行った者が文書等に「わたしの提案」と明記している場合、広聴課長は、これを提案として取り扱うことができる。

4 回答担当課長は、送付を受けた提案のうち、要綱第6条第1項の規定により市長の署名入りの文書で回答するものについては、提案に対する市の見解又は対応（以下「回答の方向性」という。）及び回答を作成し、受付の日から7開庁日以内にデータベースにより広聴課長に報告するものとする。ただし、期間内に報告することができない理由があるときは、当該期間を超えて報告することを妨げない。

5 広聴課長は、報告された回答の方向性及び回答をもとに、報告を受けた日から3開庁日以内に回答文書を作成し、市長への報告及び説明を行い、市長の承認及び指示を受けるよう努めるものとする。市長の指示事項がある場合は、当該指示事項を踏まえ、回答担当課長が回答を修正し、データベースに登録する。広聴課長は、登録された回答をもとに、回答文書を修正する。

- 6 広聴課長は、前項で作成した回答文書に市長から署名を受けた後、速やかに提案者へ送付するものとする。
- 7 回答担当課長は、提案者に対し直接回答するものについては、受付の日から5開庁日以内に回答するよう努めるとともに、データベースに回答内容の登録（文書で回答した場合は回答文書の写しを添付して登録）を行うものとする。
- 8 回答担当課長は、匿名により回答できないものについては、回答の方向性を受付の日から5開庁日以内にデータベースに登録し、市政運営に反映するよう努めるものとする。
- 9 広聴課長は、前項の規定によりデータベースに回答の方向性を登録する提案を除き、要綱第7条の規定により回答しないものについて、回答担当課長に提案の写しを参考送付するものとする。
- 10 第8項の規定にかかわらず、回答担当課長は、同一年度において趣旨が同様である内容の提案に対する回答の方向性が既にデータベースに登録されている場合、回答の方向性をデータベースに登録しないことができる。この場合において、広聴課長は、回答担当課長に提案の写しを参考送付する。
- 11 広聴課長は、提案内容が本市以外の官公署等に属するもので市が所管する事項と関係が深いと認められるものについては、市の関連する課（室）所を通じて、関係官公署等へ回送又は対応を依頼するものとする。ただし、関連する課（室）所がない場合は、広聴課長から直接、関係官公署等へ回送又は対応を依頼する。
- 12 広聴課長は、第7項から第10項までの規定によりデータベースに登録された内容を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(役割)

第3条 さいたま市広報推進責任者設置要綱第1条の規定により置かれる広報推進責任者は、提案の対応に関し、進行管理を行う。

- 2 広聴課長は、回答の方向性及び回答の作成の進捗状況を把握するとともに、回答期限を超えている回答担当課長に対して、状況確認及び催促を行う。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

## さいたま市市民の声取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市に様々な手段で寄せられる市民の提案、要望、苦情等（以下「市民の声」という。）を、さいたま市市民の声データベースシステム（以下「データベース」という）により管理するとともに、寄せられた市民の声の公表及び市政への反映に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データベース 市民の声を一元的に管理するために広聴課が管理及び運用をするシステムで、さいたま市イントラネットに接続する情報端末から職員が入力及び検索をすることができるものをいう。
- (2) 受付担当課 市民の声を受付けた課室等をいう。
- (3) 回答担当課 市民の声に対し回答を行う課室等をいう。
- (4) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を用いる。
- (5) 発意者 市に対し、市民の声を寄せた個人又は法人その他の団体の代表者をいう。
- (6) 進捗公開 寄せられた市民の声の対応状況を市のホームページから市民が閲覧できる状態にすることをいう。
- (7) 庁内公開 市民の声に対する対応完了後、データベースを利用して職員が閲覧及び検索をすることができる状態にすることをいう。
- (8) 市民公開 市民の声に対する対応完了後、データベースを利用して市のホームページから市民が閲覧できる状態にすることをいう。

### (対象事業等)

第3条 市民の声は、次に掲げる事業に区分して管理を行うものとする。

- (1) わたしの提案 さいたま市長への提案制度要綱（平成14年4月1日決裁）に基づき広聴課が実施する事業
- (2) タウンミーティング 市民の意見を市政に反映することを目的として、市民と市長が直接対話するため広聴課が実施する事業
- (3) 市民意識調査 郵送によるアンケート方式により、市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握するため広聴課が実施する事業
- (4) 陳情・要望等 団体等から陳情書又は要望書等の形式で提出された案件に対して、対応を行う事業（市議会に提出されたものを除く。）
- (5) 所管課受付対応 陳情・要望等を除き、コールセンターに寄せられた要望を含め、各課室等が受け付けた市民の声に対し、対応を行う事業
- (6) 子どもの提案 子どもの提案制度要綱（平成28年4月1日決裁）に基づき広聴課が実施する事業（役割分担）

第4条 広報監は、第1条の目的を達成するため、データベースの運用責任者として総括的に進行管理を行うとともに、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 広聴課長は、広報監の業務を補佐するため、データベースの運用責任補助者として所要の事務を

行う。

3 さいたま市広報推進責任者設置要綱（平成13年8月28日決裁）第1条の規定により置かれる広報推進責任者は、データベースの運用に関し、所管事務の範囲内において進行管理を行うとともに、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。ただし、広報推進責任者を置かない局・区においては、局・区長が指名した職員（以下、「指定推進責任者」という。）がその役割を行う。

4 課室長は、データベースの運用に関し、所管事務の範囲内において進行管理を行うとともに、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

（閲覧権限者及び閲覧の範囲）

第5条 データベースの閲覧権限者及び閲覧範囲は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する閲覧権限者及び閲覧範囲のデータベースにおける設定は、広聴課長が行うものとする。

3 課室長は、前項の規定により設定された閲覧権限者又は閲覧範囲の変更が必要となったときは、人事異動に伴う場合を除き、広聴課長に依頼するものとする。

（受付担当課）

第6条 受付担当課は、市民の声を受け付けたときは、速やかにデータベースに登録するものとする。

ただし、受け付けた市民の声が所管外の事務に係るものである場合又は一部所管外の事務を含む場合は、関係課が協議し、受付担当課及び回答担当課を決定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、わたしの提案については、広聴課が受付担当課となる。

（登録対象外）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、寄せられた市民の声が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民の声は、登録対象外とする。

- (1) 即時に対応が完了したもの
- (2) 政策形成の過程で市民意見の聴取を行ったもの
- (3) 他の制度により対応が完了するもの
- (4) 市政や区政に関する内容でないもの
- (5) 発意者と市との間で係争中又は同案件について判決があったもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受付担当課長が登録不要と判断したもの

2 前項は、わたしの提案については適用しない。

（回答担当課）

第8条 回答担当課は、回答内容をデータベースに登録し、回答を行うものとする。ただし、回答しないこととしたときは、その理由等をデータベースに登録するものとする。

（相互連携）

第9条 受付担当課と回答担当課とが異なるときは、相互に連絡を行い、処理が円滑に進むよう努めなければならない。

2 同一の案件に対し、回答担当課が複数あるときは、関係課で協議して回答の主管課を定め、回答を取りまとめて行うことができる。

（決裁）

第10条 受付担当課及び回答担当課は、必要に応じ、データベースに入力したデータを活用し、電子文書管理システムにより決裁を行うものとする。この場合において、決裁区分は各課室長の決す

るところによるものとする。

(進捗公開)

第11条 受付担当課及び回答担当課は、寄せられた市民の声の対応状況（タウンミーティング、市民意識調査及び子どもの提案制度に係る対応状況を除く。）を市のホームページに進捗公開するものとする。ただし、第15条に該当すると判断した場合は、対象外とする。

2 進捗公開は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 受付日
- (2) 提出方法
- (3) 提出手段
- (4) 提案内容
- (5) 状況

(庁内公開)

第12条 回答担当課は、回答が完了した市民の声について、個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、庁内公開を行うものとする。なお、庁内公開する期間は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、わたしの提案については、広聴課が個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、庁内公開を行うものとする。

3 庁内公開は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 受付ID
- (2) 受付日
- (3) 受付担当課
- (4) 提案種類
- (5) 市民の声種別
- (6) 受付経路
- (7) タイトル
- (8) 提案概要
- (9) 分野分類
- (10) 庁内公開回答
- (11) 回答担当課

(市民公開)

第13条 回答担当課は、所管課受付対応の市民の声について、また、広聴課は、回答を行ったわたしの提案については、個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、市民公開を行うものとする。なお、市民公開する期間は1年とする。

2 市民公開は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 受付日
- (2) 回答担当課
- (3) 公開日
- (4) タイトル
- (5) 提案内容
- (6) 回答
- (7) 分野分類

(公開項目の取扱い)

第14条 庁内公開又は市民公開を行っている項目は、原則として修正することができない。ただし、やむを得ない理由で修正する場合は、回答に補足説明を付記するものとする。

(非公開の基準)

第15条 第11条から第13条までの規定にかかわらず、市民の声が次に掲げる場合に該当するときは、原則として進捗公開、庁内公開及び市民公開は行わないものとする。

- (1) 内容から個人が類推され、又は特定されるおそれがある場合
- (2) 発意者から公開しない旨の申出があった場合
- (3) 誹謗し、若しくは中傷する内容、営利を目的とする内容又は公序良俗に反する内容を含んでいる場合
- (4) 同一の発意者から同一の趣旨で複数回寄せられた案件で、既に公開済みの場合
- (5) 回答を行わないこととした場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受付担当課長又は回答担当課長が公開しないと決定した場合

2 前項第5号は、わたしの提案及び所管課受付対応の庁内公開については適用しない。

(反映状況の確認)

第16条 広聴課は、市民の声に対する回答後の対応状況を把握するため、市政への反映状況の確認を行うものとする。

(発意者の個人情報に関する項目の削除)

第17条 広聴課は、データベースに登録された市民の声について、当該市民の声を受け付けた日の属する年度の翌年度の4月1日から5年を経過した後、データベースから発意者の個人情報に関する項目の削除を行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第12条の改正(同条を第13条とする改正を除く。)は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 陳情・要望等及び所管課受付対応については、この要綱の施行の日から平成26年12月31日までの間は、この要綱による改正後の要綱第11条の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則



この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 閲覧権限者及び閲覧の範囲

閲覧者	閲覧範囲	閲覧項目
市長	全て	全て
副市長	さいたま市副市長事務分担規程（平成24年さいたま市訓令第12号）で定める分担事務に係る案件	閲覧範囲に係る全ての項目
広報推進責任者及び指定推進責任者	広報推進責任者及び指定推進責任者としての所管事務に係る案件	
受付担当課 （市長及び副市長を除き当該受付担当課の上位職を含む。）	受付担当課としてシステム登録した案件	
回答担当課 （市長及び副市長を除き当該回答担当課の上位職を含む。）	回答担当課としてシステム登録した案件	
運用責任者及び運用責任補助者	全て	全て

# さいたま市タウンミーティング運営要領

平成22年6月30日

市長公室 広聴課

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市タウンミーティングの円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 タウンミーティングの開催については、別に定める実施概要のとおり行う。

(参加者の心得)

第3条 参加者は、タウンミーティングを円滑に進めるために、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場において、大きな声を出したり、みだりに席を離れることなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、通話はしないこと。
- (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影及び録音等をしないこと。
- (5) その他、タウンミーティングの円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。
- (6) その他、係員の指示に従うこと。

2 参加者が前項の規定を守らないときは、係員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴者)

第4条 傍聴を希望する者は、受付で、氏名と住所を記入し、係員の指示に従い会場に入場するものとする。

2 傍聴の受付は、開催予定時刻30分前から開催予定時刻までの間、先着順に行い、定員になり次第受付を終了するものとする。なお、同着により定員を超えるときは、同着となった者で抽選を行い傍聴者を決定する。

(傍聴者の定員)

第5条 傍聴人の定員は、当日の参加者人数の定員数を4で除した数を超えない人数とする。なお、会場の広さ等により、定員を減じることができる。

(傍聴者の心得)

第6条 傍聴者は、タウンミーティングを円滑に進めるために、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場において、大きな声を出したり、みだりに傍聴席を離れることなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - (2) 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、通話はしないこと。
  - (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
  - (4) 会場において、撮影及び録音等をしないこと。
  - (5) その他、タウンミーティングの円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。
  - (6) その他、係員の指示に従うこと。
- 2 傍聴者が前項の規定を守らないときは、係員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(報道関係者の撮影および録音等の許可)

- 第7条 報道関係者は、取材等のためにタウンミーティングの撮影及び録音等をしようとするときは、あらかじめ市の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により許可を受けた者は、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(その他)

- 第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は広聴課長が定めるものとする。

附 則

この要領は平成22年6月30日から施行する。

この要領は平成24年5月9日から施行する。

この要領は令和3年6月21日から施行する。

## さいたま市パブリック・コメント制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関し必要な事項を定め、市政への市民の参画を促すとともに、市民と行政との協働による透明性の高い公正な市政運営に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する実施機関の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長その他の執行機関及びさいたま市附属機関等に関する要綱に定義する附属機関及び協議会等（以下、「審議会等」という。）をいう。

### (対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の総合的な構想、計画又は個別行政分野における基本的な方針、計画の策定又は変更
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し又は権利を制限する条例の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び行政指導の指針の制定又は改廃
- (5) 大規模な公共事業及び主要な公共施設の基本計画の策定又は変更
- (6) 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃
- (7) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 次に掲げるものについては、この要綱を適用しない。

- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
- (2) 裁量の余地のないもの
- (3) 法令に意見聴取手続等が定められているもの
- (4) 相互に密接な関係を有する複数の政策等で、一方でパブリック・コメントを実施しているもの

### (案の公表)

第4条 実施機関は、政策等の策定に当たっては、適切な時期に政策等の案（以下「案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、案の公表に際し、次に掲げる関連資料を併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景

- (2) 案を立案するに当たって整理した考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が案を理解するために必要な資料  
(公表の方法)

第5条 実施機関は、案及び関連資料を各区役所の情報公開コーナーに備え付けるとともに、市のホームページに掲載するものとする。

- 2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じて次に掲げる方法を活用し市民等への周知を図るよう努めるものとする。
  - (1) 市報さいたまへの掲載
  - (2) 報道機関への発表
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民等からの意見提出の利便を図るため、提出期間及び提出方法を、案を公表する際に明示するものとする。

- 2 意見の提出期間は、市民等が意見を提出するために必要な時間を考慮し、原則として1か月以上とするよう努めるものとする。
- 3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が適当と認める方法とする。
- 4 市民等が意見を提出する場合には、住所、氏名及び連絡先を記載するものとする。

(意見の処理)

第7条 実施機関は、市民等から提出された意見を十分に検討のうえ、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、市民等から提出された意見の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表する。なお、提出された意見を検討した結果、案を修正した場合には、修正した内容及びその理由を公表するものとする。
- 3 前項の公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(手続きの特例)

第8条 審議会等は他の市民参加手続きの方法により実施することが適当であると認められるときは、パブリック・コメントに代えて他の市民参加手続きを実施することができる。

- 2 審議会等がパブリック・コメント又は前項の手続きを実施して提出した答申、報告書に基づいて市長その他の執行機関が政策等の策定を行うときは、この要綱に定める手続きの全部又は一部を実施しないことができる。

(要綱の見直し)

第9条 この要綱は、市民意識及び社会状況の変化、運用状況、実施の効果等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

改正後の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日以後に政策等の策定・改廃を行うものから適用し、同日前に政策等の形成過程にあるものについては、なお、従前の要綱による。

## 市民の声モニター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握するほか、広く市民の意向を把握して事業に生かすため、市民の声モニター（以下「モニター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(モニターの資格要件)

第2条 モニターに応募する資格は、次に掲げる要件のすべてを満たす者（以下「登録対象者」という。）とする。

- (1) 市内在住の18歳以上の者
- (2) 市職員でない者

(モニターの募集)

第3条 モニターは、さいたま市民意識調査を通じて無作為抽出された者を含め広く市民から募集する。

(登録申込み)

第4条 登録対象者は、モニターの登録を希望するときには、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機と、申込をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電気計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法をいう。）により広聴課長に申込みをするものとする。

2 登録対象者は、前項の規定による申込みをする場合には、広聴課長に登録対象者に関する次の事項を届け出るものとする。

- (1) モニターの登録を希望する旨
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 連絡先のEメールアドレス
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長が必要と認める事項

(モニター登録)

第5条 広聴課長は、前条の規定による申込みがあった場合には、登録対象者から届出を受けた情報をもとに市民の声モニターリストを作成し、全てモニターとして登録するものとする。

(登録期間及び登録の更新)

第6条 モニターの登録期間は、登録が完了した日から、登録が完了した日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

2 モニターから登録期間更新の申出があった場合は、更新を認めるものとする。

(登録の取消し)

第7条 広聴課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該モニターの登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を欠いたとき
- (2) 登録された住所、電子メールアドレスのいずれにも送付物が到着しなくなったとき
- (3) モニターから登録の取消しの申出があったとき
- (4) モニターとしてふさわしくない行為があったとき

(謝礼)

第8条 モニターとしての謝礼は支払わない。

(モニターの利用)

第9条 課所等は、広聴機能の充実を目指し、市が主催するタウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会及び講座等(以下「講座等」という。)に参加を呼びかけ、今後の事業に市民の意見を取り入れるために、モニターを利用することができる。

- 2 モニターには、市が実施するパブリック・コメントにおいて、意見を求めるための計画案等を送付することができる。
- 3 モニターには、市が実施するアンケート調査の調査票等を送付することができる。
- 4 モニターには、市政への理解を深め、意見を述べやすくするために必要な市政に関する情報を送付することができる。
- 5 個人情報を保護するために、前各項に掲げる事項以外の目的にモニターを利用してはならない。

(モニターの利用及び報告)

第10条 課所等の長は、前条第1項から第4項までの規定によりモニターを利用しようとするときは、市民の声モニター利用申請書(様式第1号)により広聴課長へ申請しなければならない。

- 2 課所等の長は、モニターを利用したときは、市民の声モニター利用報告書(様式第2号)により広聴課長へ報告するものとする。



- 3 課所等の長は、モニターが講座等に参加する場合には、アンケート調査を実施し、今後の事業に市民の意見を反映するものとする。ただし、課所等の長が、別の方法により参加者から意見の聴取を行うときは、この限りではない。

(モニターへの案内情報等の送付)

第11条 課所等が、郵送によりモニターに講座等の案内情報、パブリック・コメントの計画案等、アンケート調査の調査票等又は市政に関する情報の送付を希望する場合には、広聴課がモニターの宛名を打ち出し、課所等に渡すものとする。

2 課所等が、Eメールによりモニターに講座等の案内情報、パブリック・コメントの計画案等、アンケート調査の調査票等又は市政に関する情報の送付を希望する場合には、課所等から当該データを広聴課が預かり、広聴課が送信するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、広報監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

市民の声モニター利用申請書

年 月 日

広聴課長 宛

〇〇〇〇課（所・室）長

下記の目的により市民の声モニターの利用を申請します。

記

1. 利用目的

2. 抽出条件

3. 担当者

課（所・室）名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話（直通・内線） \_\_\_\_\_

市民の声モニター利用報告書

年 月 日

広聴課長 宛

〇〇〇〇課（所・室）長

市民の声モニターの利用について、下記のとおり報告します。

記

1. 講座等の名称

\_\_\_\_\_

2. 利用による効果

1. 今まで参加したことが無い方に参加していただいた。
2. 新たな視点で意見をいただくことができた。
3. その他（自由に記入してください）

3. 担当者

課（所・室）名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話（直通・内線） \_\_\_\_\_

## 子どもの提案制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、未来を担う子ども（18歳未満の者をいう。以下同じ。）たちから、市のまちづくりに関する提案を聴く機会を設けることにより、子どもたちからの提案を市政に反映することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「子どもの提案」とは、子どもから第4条に規定する方法により市長に提出された、市が設定したテーマに関する提案等をいう。

### (テーマの選定)

第3条 子どもの提案に係るテーマは、庁内において募集したものの中から、関係所管課（指導1課・子ども政策課等をいう。）と協議し、広聴課長が選定する。

### (提出方法)

第4条 子どもの提案は、市内の学校に配置された専用封筒の郵送又は「さいたま市電子申請・届出サービス」により行うものとする。ただし、広聴課長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (受付)

第5条 子どもの提案は、広聴課において受け付ける。

### (回答方法)

第6条 広聴課長は、前条の規定により受け付けた子どもの提案の概要及び市の見解を各区役所情報公開コーナー及び市ホームページで公表することをもって回答とする。

2 前項の規定にかかわらず、受け付けた子どもの提案が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として回答を公表しな

いものとする。

- (1) 企業等の営利を目的とするもの
  - (2) 提案の趣旨が不明確なもの
  - (3) テーマから逸脱した内容のもの
  - (4) 18歳以上の者から提出されたもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又はテーマを担当する課所等の長が回答不要と判断したもの
- (市長への報告)

第7条 広聴課長は、前条の規定により回答した提案の概要及び市の見解を市長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年4月24日より施行する。





市民の声 ー令和4年度広聴年報ー

令和5年8月発行

発行・編集 さいたま市 市長公室

秘書広報部 広聴課

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1931

F A X 048-825-0665

メール kocho@city.saitama.lg.jp